

なかつた資産のその日における帳簿額との合計額をいう。以下同じ。)は、要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の八十に相当する額(以下「最低再評価限度額」という。)を下つてはならない。

2 要再評価会社が昭和二十九年一月一日以後施行日前に開始する事業年度開始の日現在において要再評価資産について再評価を行つてある場合において、その再評価を行つた日における再評価後簿価額が同日における最低再評価限度額に満たないときは、当該会社は、再評価法第二十三条第一項本文(法人の再評価の時期)の規定にかかるわらず、施行日から同年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日のはずか一の日現在において、要再評価資産について再評価を行うことができる。

3 第一項の規定は、昭和二十八年一月一日以後施行日前に開始する事業年度開始の日のはずか一の日現在において要再評価資産について再評価を行つた要再評価会社が最低再評価限度額以上であつた要再評価資産の再評価後簿価額が最低再評価限度額以上であつたものが第八条第一項又は第九条第一項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合については、適用しない。

4 要再評価会社は、第一項の規定により再評価を行つた日において要再評価を行つう場合において、その再評価を行つた日において要再評価を行つたものとみなす場合

(再評価の申告の特例)

5 前項の規定により再評価を行つた陳腐化資産等については、当該資産等の再評価限度額の百分の八十に相当する額を加算する。この場合においては、陳腐化資産等の再評価額は、当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する額をこえてはならない。

6 前項の規定により再評価を行つた陳腐化資産等については、当該資産の再評価限度額とみなして、再評価法第四十一条(修正申告書)第六十五条(再評価額等の更正)及び第一百二十五条(限度額をこえた再評価についての罰則)の規定を適用する。

第七条 昭和二十八年又は昭和二十九年中に開始する事業年度開始の

における価額又は帳簿額のうちいずれが多い金額が当該資産の再評価限度額の百分の八十に相当する額に満たないものをいう。以下「陳腐化資産等限度額」という。)の同日における同条第一項に基く再評価額又は帳簿額のうちいずれが多い金額以下「陳腐化資産等限度額」という。)の合計額に、陳腐化資産等以外の要再評価資産の同日における再評価限度額(同日における価額又は帳簿額のうちいずれが多い金額)が再評価限度額に満たない資産については、当該価額又は帳簿額のうちいずれが多い金額の合計額を加算した金額が同日における最低再評価限度額に満たないとときは、その満たない金額に相当する金額の範囲内において、当該陳腐化資産等について、同項の規定にかかるわらず、陳腐化資産等限度額をこえて再評価を行つことができることとする。

第八条 第六条第一項の規定により再評価を行つた要再評価会社又は同条第三項に規定する会社(以下「再評価実施会社」と総称する。)が施行日以後最初に再評価法第四十五条第一項(法人の再評価の申告)の規定により提出する申告書には、同項に規定する事項の外、当該申告に係る再評価を行つた日に再評価を行わなかつた要再評価資産の同日における再評価限度額の規定により免除される再評価を行つたものとされた場合に再評価税額及び第十五条の規定による申請をしようとするときは、当該申告に係る事項の承認があつたものとした場合には第二十二条の規定により免除されることはとなる再評価税額の算出に関する必要な事項

三 再評価を行わなかつた要再評価資産の再評価限度額及び帳簿額並びに当該限度額の算出に關し必要な事項

四 第二十条の規定により免除される再評価税額及び第十五条の規定による申請をしようとするときは、当該申告に係る事項の承認があつたものとした場合には第二十二条の規定により免除されることはとなる再評価税額の算出に関する必要な事項

五 再評価法第四十八条(修正申告書)の規定は、前二項に規定する申告書又は明細書にこれらの項の規定により記載した事項に誤りがある場合において、第八条第三項又は前条第二項において準用する再評価法第四十八条(修正申告書)の規定により修正申告書を提出してこれらの額を修正したことにより、当該修正後の再評価後簿価額又は最低再評価限度額の計算に誤りがある場合において、第八条第三項又は前条第二項において準用する再評価法第四十八条(修正申告書)の規定により修正申告書を提出してこれら額を修正したことにより、当該修正後の再評価後簿価額が最低再評価限度額に達しないこととなるときは、その達しないこととなるときは、その達しないこととなる金額の範囲内において、同法第十三条第一項本文(法人の再評価の時期)の規定にかかるわらず、当該修正申告書を提出した日を含む事業年度開始の日現在において、要再評価資産について再評価を行つことができる。第六条第四項及び第五項の規定は、この場合について適用する。

2 前項の規定による再評価(以下「追加再評価」という。)を昭和三十一年一月一日以後行う場合においては、追加再評価を行つた要再評価資

同項但書の規定により計算した再評価額の限度額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

二 第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額及び再評価税額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

三 再評価を行つた陳腐化資産等の陳腐化資産等限度額及び再評価税額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

四 第二十条の規定により免除される再評価税額及び第十五条の規定による申請をしようとするときは、当該申告に係る事項の承認があつたものとした場合には第二十二条の規定により免除されることはとなる再評価税額の算出に関する必要な事項

五 再評価法第四十八条(修正申告書)の規定は、前二項に規定する申告書又は明細書にこれらの項の規定により記載した事項に誤りがある場合において、第八条第三項又は前条第二項において準用する再評価法第四十八条(修正申告書)の規定により修正申告書を提出してこれら額を修正したことにより、当該修正後の再評価後簿価額が最低再評価限度額に達しないこととなるときは、その達しないこととなる金額の範囲内において、同法第十三条第一項本文(法人の再評価の時期)の規定にかかるわらず、当該修正申告書を提出した日を含む事業年度開始の日現在において、要再評価資産について再評価を行つことができる。第六条第四項及び第五項の規定は、この場合について適用する。

2 前項の規定による再評価(以下「追加再評価」という。)を昭和三十一年一月一日以後行う場合においては、追加再評価を行つた要再評価資

記載した明細書を所轄税務署長に提出しなければならない。

2 再評価法第四十五条第三項(合併法人の申告書の提出)、第四十条(修正申告書の提出)及び第四十九条(申告書提出期限の延長)の規定は、前項の申告書について準用する。

2 (追加再評価を行ふことができる場合)

第十一条 要再評価会社で昭和二十九年一月一日以後開始する事業年度開始の日のはずか一の日において要再評価資産について再評価を行つたものとされた場合に再評価税額及び帳簿額の算出に關し必要な事項

二 第六条第四項の規定により陳腐化資産等限度額及び再評価税額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

三 再評価を行つた陳腐化資産等の陳腐化資産等限度額及び再評価税額並びにこれらの額の算出に關し必要な事項

四 第二十条の規定により免除される再評価税額及び第十五条の規定による申請をしようとするときは、当該申告に係る事項の承認があつたものとした場合には第二十二条の規定により免除されることはとなる再評価税額の算出に関する必要な事項

五 再評価法第四十八条(修正申告書)の規定は、前二項に規定する申告書又は明細書にこれらの項の規定により記載した事項に誤りがある場合において、第八条第三項又は前条第二項において準用する再評価法第四十八条(修正申告書)の規定により修正申告書を提出してこれら額を修正したことにより、当該修正後の再評価後簿価額が最低再評価限度額に達しないこととなるときは、その達しないこととなる金額の範囲内において、同法第十三条第一項本文(法人の再評価の時期)の規定にかかるわらず、当該修正申告書を提出した日を含む事業年度開始の日現在において、要再評価資産について再評価を行つことができる。第六条第四項及び第五項の規定は、この場合について適用する。

2 前項の規定による再評価(以下「追加再評価」という。)を昭和三十一年一月一日以後行う場合においては、追加再評価を行つた要再評価資

日又は同日後同年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一の日現在において、要再評価資産（被合併法人が有していた要再評価資産で合併法人が合併に因り取得したもの）を含む。以下同じ。）について第六条第一項の規定による再評価を行わなければならない。

一 合併に因り会社が設立された場合において、被合併法人のいすれもが再評価実施会社（第七条の規定により第六条第一項の規定による再評価を行つたものとみなされる会社）を含む。以下同じ。）であるとき、又は被合併法人の一方が再評価実施会社であり、且つ、他方が要再評価会社以外の法人であるとき。

二 合併をする法人の一方が合併後存続する場合において、合併前において合併法人が再評価実施会社であり、且つ、被合併法人が再評価実施会社であり、又は要再評価会社以外の法人であるとき。

前項の規定により第六条第一項の規定による再評価を行わなければならぬ合併法人に対する同条（第三項を除く。）から第八条まで及び第十条から前条までの規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（陳腐化資産等についての評価減の制限）

じ。)の規定により陳腐化資産等限度額と
度額をこえて再評価を行つた陳腐化
資産等については、当該資産の
再評価額と陳腐化資産等限度額との
差額に相当する額をこえて帳簿
価額の減額(減価償却を除く。以
下同じ。)をすることができない。
但し、当該資産について再評価を行つた日後生じた事由に因り当該
減額をする場合においては、この
限りでない。

2 前項に規定する資産について同
項に規定する差額に相当する金額
の範囲内で帳簿価額の減額をしよ
うとする会社は、当該減額につい
て大蔵大臣の承認を受けなければ
ならない。

3 前項の承認を受けようとする会
社は、第八条第一項又は第十一條
第一項に規定する申告書を提出す
ると同時に、陳腐化資産等につい
て帳簿価額の減額をしようとする
額、当該減額をしようとする資産
の再評価額、陳腐化資産等限度額
及びこれらの額の算出に関し必要な
な事項その他大蔵省令で定める事
項を記載した申請書を、所轄税務
署長を経由して、大蔵大臣に提出
しなければならない。

4 前項の規定による申請書の提出
があつた場合において、左の各号
の一に該当するときは、大蔵大臣
は、その申請に係る帳簿価額の減
額の全部又は一部を承認しないこ
とができる。

一 当該申請書を提出した会社が
当該申請書の提出と同時に提出
した第八条又は第十一條に規定

する申告書又は明細書に記載した事項に誤があることに因り第六条第四項の規定による再評価を行ふことができないものと認めたものであるとき。

二 当該申請書に記載された帳簿額の減額の額が第二項に規定する範囲をこえているとき。

三 当該申請書に記載された帳簿額の減額の額が全部又は一部を承認しない決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

四 大蔵大臣は、第四項の規定による申請に係る帳簿額の減額の全部を承認する決定をしたときは、その旨、一部を承認する決定又はその全部を承認しない決定をしたときは、その旨及び理由を当該申請をした会社に通知しなければならない。

五 大蔵大臣は、前項の規定により、帳簿額の減額の全部又は一部を承認しない決定をしようとするときは、政令で定めるところにより、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会に諮問しなければならない。

六 第三項に規定する申請書の提出があつた場合において、当該申請書の提出があつた日から一年を経過した日までに大蔵大臣が前項の通知を發しないときは、当該申請に係る減額の全部の承認があつたものとみなす。

七 陳腐化資産等について第一項又は第二項の規定に違反してその帳簿額の減額を行つた場合には、第六条第四項の規定による再評価を行つた日にさかのぼつて同条第

(再評価日後生じた事由による評価減の制限)
第一項の規定による再評価を行わぬかつたものとみなず。
第一項の規定による再評価を行つた日(同条第三項に規定する会社について)は、施行日とし、第七条の規定により第六条第一項の規定による再評価を行つたものとみなされる会社については、その再評価を行つたものとみなされる日又は施行日(うちいづれかおそい日とする)から昭和三十五年三月三十日を含む事業年度の直前事業年度終了の日までに、要再評価資産について帳簿価額の減額をしてようとする場合(陳腐化資産等について前条の規定により帳簿価額の減額をする場合を除く。)においては、大蔵大臣の承認を受けなければならぬ。但し、第六条第一項の規定による再評価を行つた日(同条第三項に規定する会社については、同項に規定する再評価を行つた日。以下第三項において同じ。)における当該減額をしようとする資産の帳簿価額(以下「再評価日簿価」という。)から当該資産の再評価日簿価に第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を乗じて得た金額(以下「減額後残存相当額」という。)を控除した金額の合計額が同日における再評価後簿価総額から最低再評価限度額を控除了した金額をこえない場合においては、この限りでない。

二、当該資産の帳簿価額の減額をしようとする日における帳簿価額を額とした場合における当該減額を後

2 前項の承認を受けようとする会社は、帳簿価額の減額をしようとする資産の帳簿価額、減額をしようとする額及び要再評価資産について既に帳簿価額の減額をしているときは、当該減額の額の合計額その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を、所轄税務署長を経て、大臣に提出しなければならない。

3 要再評価資産について帳簿価額の減額をしようとする場合において、第六条第一項の規定による再評価を行つた日以後当該資産について既に帳簿価額の減額をし、又は前項の申請書を提出しているときは、第一項但書中「当該資産の再評価日簿価」とあるのは、「当該資産について既に行つた減額又は減額の申請（当該減額又は申請が二回以上行われているときは、直近の減額又は申請）に係る減額後残存相当額」と読み替えて同項但書の規定を適用する。

4 前条第四項（第一号及び第三号を除く。）及び第六項から第八項までの規定は、第一項の帳簿価額の減額について準用する。

5 再評価実施会社が施行日以後昭和三十五年三月三十一日前に合併した場合における前条及び前四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

評価税の合計額のうち、第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額と第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額との合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価総額から、同日における要再評価資産の再評価限度額の合計額の百分の六十五に相当する金額を控除した金額(当該金額が同日以前に減価償却資産について当該法人が行つた再評価に係る再評価差額の合計額をこえる場合においては、当該再評価差額の合計額)

二 当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額から前号に掲げる金額を控除した金額

法人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人がこの項の規定により再評価税の免除を受ける旨の選択をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該法人が最低限度以上の再評価を行つた日以前に減価償却資産について行つた再評価に係る再評価差額の合計額に対し再評価法の規定により課した、又は課すべき再評価税の合計額のうち、同日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日以後取得したものに係る再評価差額(最低限度以上の再評価を行つた日以前に二回以上再評価を行つた資産については、同日以前に当該資産に

いて行つた再評価に係る再評価差額の合計額。以下この項において同じ。)の合計額の百分の六に相当する金額と、最低限度以上の再評価を行つた日以前に再評価を行つた減価償却資産で昭和二十五年一月一日前に取得したものについて第一号に掲げる金額の百分の六に相当する金額に第二号に掲げる金額の百分の三に相当する金額を加算して算出した金額の合計額の合算額に相当する再評価税を免除する。

一 昭和二十五年一月一日前に取 得した減価償却資産の再評価額(最低限度以上の再評価を行つた日以前に当該資産について二回以上再評価を行つたときは、最後に行つた再評価に係る再評価額)から、当該資産の昭和二十五年一月一日における旧再評価法第三章(旧再評価の基準)の規定による再評価額の限度額から当該資産を同日において当該限度額に相当する金額により取得したものとのみなした場合において同日以後当該資産について再評価を行つた日(最低限度以上の再評価を行つた日以前に二回以上再評価を行つた資産については、最後に再評価を行つた日)までの期間につき法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されることとなる普通償却範囲額の累計額を控除した金額(以下「旧再評価限度相当額」という。)を控除した金額(当該金額が当該資産に係る再評価差額

二 当該資産に係る再評価差額か
ら前号に掲げる金額を控除した
金額

第一項の規定により再評価税の
免除を受けた法人が最低限度以上
の再評価を行つた日後に減価償却
資産(次項の規定の該当する資産
を除く。)について超過再評価(最低
限度以上の再評価)を行つた日後に
減価償却資産について行う再評価
をいう。以下同じ。)を行つた場合
においては、当該資産についての
超過再評価に係る再評価差額の合
計額に対し再評価法の規定によ
り課すべき再評価税については、
その全額を免除する。

第一項の規定により再評価税の
免除を受けた法人が基準日の特例
資産(最低限度以上の再評価を行
つた日以前に再評価を行つたもの
を除く。以下この項において同
じ。)について超過再評価を行つた
場合においては、当該資産につ
いての超過再評価に係る再評価差額
の合計額に対して再評価法の規定
により課すべき再評価税の合計額
のうち、第一号に掲げる金額の百
分の六に相当する金額と第二号に
掲げる金額の百分の三に相当する
金額との合計額に相当する金額の
再評価税を免除する。

一 当該法人が超過再評価を行つ
た基準日の特例資産の再評価額
の合計額から、当該超過再評価
額の合計額の百分の六十五に相当する
金額を控除し

た金額（当該金額が当該資産についての超過再評価に係る再評価差額の合計額）は、当該再評価差額を控除した金額

第二項の規定により再評価税の免除を受けた法人が減価償却資産について超過再評価を行つた場合においては、当該超過再評価に係る再評価差額の合計額に対し再評価法の規定により課すべき再評価税のうち、左の各号に掲げる金額の合計額に相当する金額の再評価税を免除する。

一 超過再評価を行つた減価償却資産のうち、昭和二十五年一月一日前に取得したものでその超過再評価を行つた日における帳簿価額が同日における旧再評価限度相当額以上であるもの及び昭和二十五年一月一日以後取得したものについての超過再評価に係る再評価差額の合計額の百分の六に相当する金額

二 超過再評価を行つた減価償却資産のうち前号の規定に該当しないものについて当該資産の再評価額から当該資産の超過再評価を行つた日における旧再評価限度相当額を控除した金額の百分の六に相当する金額に旧再評価額から同日における旧再評価限度相当額以下當該資産の帳簿価額を控除した金額の三分の一に相当する金額を加算して算出した金額（再評価額が旧再評価限度相当額以下

である資産については、当該資産の超過再評価額の百分の三に相当する金額の合計額

7 第一項から前項までの規定は、個人（その相続人を含む。以下同じ。）が減価償却資産について最低限度以上の再評価を行つた場合又は個人が超過再評価を行つた場合においては、超過再評価額の百分の三に相当する金額の合計額

8 第一項から第五項まで（前項において準用する場合を含む。）の規定は、最低限度以上の再評価を行つた場合又は個人が第八条第一項、第九条第一項、第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項に規定する申告書をその提出期限内に提出した場合に限り適用する。

（陳腐化資産等の評価減を行つた場合の再評価税の追加免除）

第二十一条 最低限度以上の再評価を行つた法人で前条第一項の規定により再評価税の免除を受けたものが第六条第四項（第十条第一項及び第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この章及び第四章において同じ。）の規定により再評価を行つた陳腐化資産等について第十五条（第十九条第六項において準用する場合を含む。以下この章及び第四章において同じ。）の規定によつて準用する場合を含む。（以下この章及び第四章において同じ。）

（より課される再評価税を除く。）については、再評価法第五十一条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、当該事業年度から施行日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日から二月以内を同条第一項の納期とみなし、当該法人が減価償却資産について納付すべき再評価税（施行日を含む事業年度終了の日に行う超過再評価に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。）の合計額から施行日を含む事業年度終了の日までに減価償却資産について納付した、又は納付すべきであつた再評価税額（利子税額等に相当する税額を除く。）を控除した金額に相当する税額を当該各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して計算した金額をその各納期において同項の規定により納付すべき税額とみなして、同法の規定を適用する。

第二十三条第一項から第三項までの規定により再評価税を課される法人は、これらの規定に規定する資産を譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、これらの規定により課された再評価税を国に納付しなければならない。

前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十一条第三項（譲渡等があつた場合の法人の再評価税の納付）の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。

(個人の再評価税の納付の特例)

第二十六条 第二十二条第七項において準用する同条第一項又は第二項の規定により再評価税の免除を受ける個人が減価償却資産について再評価を行つて、当該個人が最低限度以上の再評価を行つた場合を除く。）においては、第二十二条の規定に該当する場合を除く外、当該個人が最低限度以上の再評価を行つた日の属する年の翌年二月十六日以後において減価償却資産について納付すべき再評価税（超過再評価税に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。）について、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税（超過再評価税に係る再評価税の納付）の規定にかかるらず、当該再評価を行つた日の属する年の翌年から五年間の各年の二月十六日から三月十五日まで同条第一項の納期とみなされ、当該個人が減価償却資産について納付すべき再評価税（超過再評価税に係る再評価税及び第二十三条の規定により課される再評価税を除く。）の合計額から当該個人が当該再評価を行つた日の属する年の翌年二月十五日までに納付した、又は納付すべき再評価税額を政令で定めるところにより當該各年に均分して計算した金額（利子税額等に相当する税額をその各納期において納付すべき

2 第二十二条第七項において準用する
同条第一項から第五項までの規定
により再評価税の免除を受ける
個人が昭和二十八年中に最低限度
以上の再評価を行つた場合には、
第二十七条の規定に該当する場合
を除く外、当該個人が昭和三十年
二月十六日以後納付すべき減価償却資産についての再評価税（同年
一月一日以後行う超過再評価に係
る再評価税及び第二十三条の規定
により課される再評価税を除く。）
については、再評価法第五十三条
第一項及び第二項の規定にかかる
らず、昭和三十年から昭和三十四
年までの各年の二月十六日から三
月十五日までを同条第一項の納期
とみなし、当該個人が減価償却資
産について納付すべき再評価税
(昭和三十年一月一日以後行う超
過再評価税に係る再評価税及び第
二十三条の規定により課される再
評価税を除く。) の合計額から当
該個人が昭和三十年二月十五日ま
でに減価償却資産について納付し
た、又は納付すべきであった再評
価税額（利子税額等に相当する税
額を除く。）を控除した金額に相
当する税額を政令で定めるところ
により当該各年に均分して計算し
た金額をその各納期において納付
すべき税額とみなして、同法の規
定を適用する。

三、第三項第一号又は第二号（減価償却資産の譲渡等があつた場合の個人の再評価税の納期）に掲げる期間内に、当該再評価税を国に納付しなければならない。

4 前項の規定により納付すべき再評価税は、再評価法第五十三条第三項の規定により納付すべき再評価税とみなして、同法の規定を適用する。

過納となつた再評価税の申告等

第二十七条 第二十一条第一項から第五項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により再評価税の免除を受けける法人又は個人が、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日の翌年二月十五日（当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年であるときは、施行日の前日）までに減価償却資産についての再評価税を納付した、又は納付すべき税額（利子税類等に相当する税額を除く。以下この条において「再評価税の既納付額」といふ。）が当該法人又は個人が減価償却資産について納付すべき再評価税の合計額をこえることとなるときは、法人については、最低限度以上の再評価を行つた日（その日が施行日前であるときは、同日）を含む事業年度終了の日から二月以内（当該終了の日が昭和二十九

年五月三十一日前であるときは、当該終了の日から同年七月三十日まで（個人については、日まで）に、個人については、低限度以上の再評価を行つた月属する年の翌年二月十六日から月十五日まで（当該再評価を行つた日の属する年が昭和二十八年あるときは、施行日から昭和二十九年七月三十一日まで）、に、そこえることとなる部分の税額（以下「再評価税の超過納付額」といふ。再評価税の免除額及び既付額並びに超過納付額の計算にし必要な事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を所轄税務署長に提出しなければならぬ。

第三項(法人の再評価税の延納)の規定により、又は再評価法第五十六条(法人の旧再評価税の延納)の規定により当該各納期において納付すべき旧再評価税に相当する税額及び再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十二条第五項(譲渡等があつた場合の法人の再評価税の納付)の例により施行日を含む事業年度終了の日から二月以内に納付すべき税額を除く。)は、当該各納期においてこれらの規定により納付すべき税額の二分の一に相当する税額とする。

前項に規定する法人が施行日を含む事業年度開始の日前に終了した各事業年度終了の日から二月以内において旧再評価法第五十二条第一項、再評価法の一部改正法附則第三項又は租税特別措置法第十三条の二の規定により納付すべき税額を除く。)のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十六条の例により、又は再評価法第五十六条第三項の規定により、施行日を含む事業年度終了の日から二月以内の納期において納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額(利子、税額等に相当する税額を除く。)のうち再評価法第五十五条の規定により、施設の新設等による事業の拡張等のための資金調達の目的で、当該法人が第二十二条第一項の規定に該当しないものとした場合に当該納期において再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十六条の例により、又は再評価法第五十六条第三項の規定により、

規定により納付すべきこととなる
減価償却資産についての旧再評価
税額の二分の一に相当する税額と
する。

納付額について、前項に規定する申告書の提出があつた日において過納による國税となつたものとみなして、國稅徵收法第三章ノ三（充当及び還付加算金）の規定を適用する。

再評価法の一部改正法附則第二項又は租税特別措置法第十三条の規定により納付すべきであつた減価償却資産についての旧再評価税額を除く。)のうち再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八条の例により、又は再評価法第五十八条第三項の規定により昭和三十年二月十六日から三月十五日までの納期において納付すべき減価償却資産についての旧再評価税額は、当該個人が第二十二条第二項の規定に該当しないものとした場合に当該納期において再評価法の一部改正法附則第三項の規定に基き旧再評価法第五十八条第三項の規定により納付すべきこととなる減価償却資産についての旧再評価税額の二分の一に相当する税額とする。

2 税額から控除する。
前項の場合において、追加免除額が第十五条の規定による承認の通知があつた日の属する事業年度終了の日後に納付すべき再評価税額をこえる場合におけるそのことによる金額又は当該法人が同日後に納付すべき再評価税額がない場合における追加免除額については、同項に規定する申告書の提出があつた日において過納に係る国税ととなつたものとみなして、国税徴収法第三章ノ三(充當及び還付加算金)の規定を適用する。

の再評価を行つていいない要再評価
会社については、税務署長は、当
該会社の申請により、同日を含む
事業年度終了の日から昭和二十九
年中に最後に開始する事業年度
(当該会社が当該事業年度開始の
日前に最低限度以上の再評価を行
つたときは、当該再評価を行つた
日を含む事業年度)の終了の日か
ら二月を経過した日までの間に限
り、政令で定めるところにより、
当該会社が当該期間内に納付すべ
き減価償却資産についての再評価
額又は旧再評価税額の全部又は
一部の徴収を猶予することができ
る。

申請した法人又は個人が第二十条から第二十二条までの規定に該当するに至った場合においては、これらの項の規定により徵収を猶予した再評価額又は旧再評価額のうち再評価若しくは旧再評価税の免除額又は再評価税の追加免除額に相当する金額に達するまでの金額については、再評価法第七十七条(利子税額)の規定は、適用しない。

(延納期間の特例)

第三十一条 再評価法第五十六条第四項(法人の再評価税の延納の終期)及び第五十八条第四項(個人の再評価税の延納の終期)の規定

(延納期間の特例)

第三十一条 再評価

法第五十六条第
二項の規定によ
り、個人の延納の終
了を以て課税の終了と
する旨を定めたもの

かつたものとした場合においては、当該法人が再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価税の合計額から当該免除を受けた再評価税の合計額を控除した金額

二 当該法人が当該免除を受けなかつたものとした場合において、当該法人が再評価を行つた減価償却資産について再評価法の規定により課されることとなる再評価税の合計額

第三十二条の規定により旧再評価税の免除を受けた法人が旧再評価を行つた減価償却資産(次項に規

第二十条又は第二十二条の規定により再評価税の免除を受けた法人人が再評価及び旧再評価を行つた減価償却資産について帳簿価額の減少額をした場合における再評価法第八十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の二分の一への割合は、百分の六の割合に第六号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

第一項第一号に掲げる金額に前項第二号に掲げる金額(当該法人が第二十二条の規定により旧再評価税の免除を受けているときは、前項第一号に掲げる金

係る年度分の固定資産税の課税標準の基礎となるべき價格は、地方税法第三百八十九条第一項（道府県知事又は自治庁長官による価格の決定）、第四百八一条第二項（固定資産評価員による評価）、第四百十条第一項及び第二項（市町村長による価格の決定）、第四百一十四条（固定資産の価格の最低限度）並びに第七百四十三条第一項（大規模の償却資産の価格の決定）の規定にかかわらず、当該資産に対する昭和二十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた價格とする。

卷之三

まで、個人については、同条の規定による承認に関する通知があつた日から二月を経過した日までの間、政令で定めるところにより、当該税額のうち当該承認があつたものとした場合に第二十一条の規定により生ずることとなる追加免除額に相当する金額の範囲内において、当該再評価税額の全部又は一部の徴収を猶予することができ

(評価減により再評価積立金を取り戻した場合の再評価税又は旧再評価税の免除の特例)

第三十二条 第二十条又は第二十一条

条の規定により再評価税の免除を受けた法人が再評価を行つた減価償却資産(第三項に規定する資産を除く)について帳簿価額の減額(第十五条の規定による承認を経てした減額を除く。以下この条において同じ)をした場合における再評価法第八十四条(再評価積立金を取り戻した場合の再評価税の免除)の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第一号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

再評価についての適用法令)の規定によりなお従前の例による旧再評価法第八十四条(再評価積立金を取りくずした場合の旧再評価税の免除)の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の六の割合は、百分の六の割合に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて算出した割合とする。

一 当該法人が旧再評価を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価税の合計額から当該免除を受けた旧再評価税の合計額を控除した金額

二 当該法人が旧再評価を行つた減価償却資産について旧再評価法の規定により課された旧再評価

(固定資産税の課税標準の特例)
第三十三条 法人又は個人が最低限度以上の再評価を行つた場合において、当該法人又は個人が再評価を行つた償却資産に対する昭和三十一年度から昭和三十二年度までの各年度分の固定資産税の賦課期日よりのいずれか一日における当該資産の価額が当該資産の再評価額と昭和二十九年度分(昭和二十八年十二月三十一日までに再評価を行つた資産で当該資産の再評価額が昭和二十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつたものについては、昭和二十八年度分。以下この条において同じ。)の固定資産税の課税標準の基礎となつた價格をこえるときは、当該資産に対する

において、当該資産に対する昭和二十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格が重大な錯誤に因り、又は特別の事由による輕減に因り、他の類似の償却資産の同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比して明らかに、且つ、著しく低いと認められるときは、同項の規定にかかるわらず、あらかじめ自治府長官に届け出て、その低いと認められる価格をこえ、当該再評価を行つた償却資産の昭和二十七年十二月三十一日における旧再評価限度相当額（昭和二十五年一月一日以後取得した償却資産については、当該資産の昭和二十七年十二月三十日における帳簿価額）以下の価格によつて当該資産に対する課税標準

前二項の規定による徵收猶予を

一 当該法人が当該免除を受けた

価税の合計額

該法人又は個人に課するその日に

株に亘り三説資本に対して講する

るべき価格を決定することができる。

第一項の規定は同項の規定によつて適用する。第一項の規定は同項の規定によつて適用する。

(確定資産税の轉換トーリー) の日
告)

を行つた法人又は個人が再評価を行つた債却資産に対する固定資産税について前条の規定による軽減を受けようとするときは、總理府令で定めるところにより、昭和三十年から昭和三十二年までの各年の一月一日から一月三十一日までに地方税法第三百八十三条第一項（償却資産の申告）（第七百四十五条（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する場合を含む。）又は第三百九十四条（道府県知事又は自治庁長官によつて評価される固定資産の申告）の規定による申告をする際に、これららの規定に規定する事項の外、最低限度以上の再評価を行つた旨及び当該再評価を行つた日その他当該軽減に關し必要な事項を市町村長、道府県知事又は自治庁長官に申告しなければならない。

(再評価実施状況の公表)
第三十五条 会社(施行日において
資本の額が五百万円に満たないも
のを除く。以下この条及び次条第
一項において同じ。)の取締役が昭
和二十九年十二月三十一日を含む
事業年度(当該会社が施行日後当

該事業年度開始の日前に最低限度額を含む事業年度とし、施行日前に当該再評価を行つた場合においては、施行日を含む事業年度とする。終了の日以後昭和三十五年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に、商法第二百八十六条第一項(計算書類の承認)の規定により同条第二項(貸借対照表の公告)の規定により公告する貸借対照表及び株主総会に提出する貸借対照表及び同条第二項(貸借対照表の公告)の規定により公告する貸借対照表の合計額を、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度開始の日までに最低限度以上の再評価を行つた日における要再評価資産の再評価後簿価額及び再評価限度額の合計額を附記しなければならない。

3 前二項の規定は、有限会社（施
行日において資本の総額が五百五
円に満たないものを除く。以下次
条第二項において同じ。）の取締役
が有限会社法（昭和十三年法律第
七十四号）第四十六条（会社の計算
に関する商法の規定の準用）において
準用する商法第二百八十三条（
第一項の規定により社員総会に提出
する貸借対照表について準用する
る。）

（償却実施状況の総会への報告）

第三十六条 会社の取締役が商法第
二百八十三条第一項（計算書類の
承認）の規定により株主総会に提出
する損益計算書で前条第一項又
は第二項に規定する事項を附記し
た貸借対照表とともに提出するも
のには、当該損益計算書に係る事
業年度の減価償却資産の普通償却
範囲額の合計額及び当該事業年度
において減価償却資産について行
つた減価償却の額の合計額（翌事業
年度に繰り越される償却不足額
がある場合においては、当該合計
額及び当該不足額）を附記しなけ
ればならない。

第三十七条 第四条、第五条、第八
条、第九条、第十一条、第十一
条、第二十四条又は第二十七条に
規定する申告書又は明細書に記載
された要再評価資産の再評価限度額
額若しくはその合計額、最低再評
価限度額、陳腐化資産等限度額、
再評価税額、再評価税若しくは旧
再評価税の免除額若しくは超過額
付額又は再評価税の追加免除額の
計算に誤があると認める場合にお
いては所轄国税局長又は所轄税務
署長は、その調査により、再評価
限度額若しくはその合計額、最低
再評価限度額、陳腐化資産等限度
額、再評価税額、再評価税若しく
は旧再評価税の免除額若しくは超
過納付額又は再評価税の追加免除
額を更正する。
2 第二十四条第六項の規定による
申告書を提出すべき法人又は個人
が当該申告書を提出しなかつた場
合においては、所轄国税局長又は
所轄税務署長は、その調査によ
り、第二十三条の規定により課す
べき再評価税額を決定する。
3 再評価法第六十七条から第七十
一条まで（再評価税等の再更生、
更正又は決定の権限、更正又は決
定の通知、更正の期限、追徴税額
の徴収及び納付）の規定は、前二
項の規定による更正又は決定につ
いて、同法第七十八条から第八十
三条まで（過少申告加算税額等の
徴収、免除及び通知）の規定は、
第二十四条第六項に規定する申告
書に記載された再評価税額に誤が
ある場合、当該申告書の提出がな

第九条、第十二条、第十三条、第二十四条
若しくは第二十七条に規定する由
告書若しくは明細書に記載された
再評価税若しくは旧再評価税の免
除額若しくは超過納付額若しくは
再評価税の追加免除額が過大であ
る場合について準用する。

4 再評価法第八章(審査及び訴
訟)の規定は、第一項の規定によ
る更正(前項において準用する同
法第六十七条(再評価額等の再更
正))の規定による更正を含む。以
下次項において同じ。若しくは第
二項の規定による決定に係る事項
又は前項において準用する同法第
八十三条(加算税額の通知)の規定
により通知を受けた事項に対しても
異議がある場合について準用する。

5 再評価法第一百十条(更正の場合
の経理)の規定は、第一項の規定
による更正についての通知を受け
た法人の再評価積立金への組入れ
又は再評価積立金の取くずし若し
くは積立について準用する。
(充当又は還付の場合の再評価積
立金の積立)

第一項(第十九条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して要再評価資産について帳簿価額の減額をした場合におけるその行為者は、十万円以下の過料に処する。

附
見

- 2 資産再評価法の一部を次のとおりに改正する。
第九十三条第三項中「第七十七条第二項」の下に「又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第号)第十五条第五項」を、「第七章」の下に「又は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第三十一条」を加える。
第一百七条第一項中「(金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号)」を削り、同項第五号の次に次の一号を加える。
六 株式の消却又は資本の減少をした法人が当該消却又は減少に因り金銭その他の財産を支払う場合
第一百八条中「再評価積立金の額に相当する金額」の下に「(合併に因り合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対して交付し、又は支払う株式、金銭その他の財産のうち被合併法人の再評価積立金に対応する部分に相当する金額を除く。)」を加える。
第一百九条第三項中「及び再評価税」を削り、同条第六項を削り、同条第一

七項中「第一項から第五項まで」を
「前五項」に改め、同項を同条第六項
とする。

政府は、資産再評価の実施の状況並びに企業の資本構成、経理等の実情にかんがみ、一定規模以上の会社について資産の再評価を強制するとともに、一定限度以上の再評価を行つた者に対する再評価税及び固定資産税を軽減する等の措置を講ずることにより、企業資本の充実を促進し、その経営の安定と経理の健全化をはかる必要があると考え、ここにこの法律案を提出することとしたのであります。

次に、本法案につき、その大要を申し上げます。

まず第一に、再評価の強制についてであります。一の株式会社は、この法律の施行日後昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいずれか一日現在で、減価償却資産につき、再評価実施後の帳簿価額の総額が、第三次再評価の限度額の総額の百分の八十以上となるように再評価を行わなければならぬものといたしました。但し、施行日前にすでに再評価を行つて、右の条件になかつている場合は再評価を行わなくても昭和二十九年または昭和二十九年中に始まる事業年度開始の日のいずれか一日現在で再評価の対象となる減価償却資産の帳簿価額の総額がその日現在で計算した右の最低限度額を越えている場合においては、あらためて再評価を行う必要はないものといたしております。

第二に、陳腐化した資産等の多い会社につきましては、一旦最低限度まで再評価を行つた後、大蔵大臣の承認を経て陳腐化資産等の帳簿額の減額をさせることとし、適正な再評価を実施することができる道を開いております。また、再評価日後に生じた事由により帳簿額の減額をする場合におきましても、その結果、再評価後の簿価総額が右の最低限度を下ることとなる場合には、あらかじめ大蔵大臣の承認を要することとし、再評価の強制の実効を失わせるような行為を防ぐこといたしております。

第三に、再評価積立金の資本組入れ及び減価償却の励行のための措置であります。一定期間内に資本組入れを一定限度以上行い、かつその事業年度において適正な減価償却を行つた場合に限り、一定割合以上の利益配当を行うことを認めるなどいたしました。すなわち、約二年間の猶予期間を置いた後、昭和三十二年三月三十一日を含む事業年度から三年間の各事業年度においては、その事業年度までに再評価積立金の百分の四十以上を資本に組み入れた場合でなければ年一割五分を越える配当を行つてはならないものとし、また同一の猶予期間の後普通償却範囲額の百分の九十以上の減価償却を行つていい場合においても右と同様の配当制限を行うこととしたしました。なお、この配当制限は、最低限度以上の再評価を行わなかつた会社に対しては、昭和二十九年十二月三十一日を含む事業年度から適用することといたしております。

第四に、再評価税の減免であります。が、今回一定規模以上の会社について再

評価を強制することとしたことを伴い、最低限度以上の再評価を行つた者に対する第三次再評価の再評価額差額のうち再評価限度額の百分の六十五を越える部分に対する再評価税を全額免除することとし、再評価限度額の百分の六十五に達するまでの部分につきましては、第一次、第二次再評価に相当する部分として、これに対する再評価税の二分の一を免除することいたしております。なお、免除額の計算につきましては、納稅者の選択により、個々の資産について第一次再評価の限度額に相当する額を算出して免除額の計算を行う道を開いております。また、すでに第一次、第二次の再評価を行つた者が最低限度以上第三次再評価を行つた場合には、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分として納付すべき未納の旧再評価税についても、その二分の一を免除することいたしております。なお、再評価税の免除を受けた者が免除を受けた資産を一定期間内に譲渡しました場合には、免除を受けない者との権衡を考慮して、免除額に相当する再評価税を譲渡の際に課すことといたしております。

さらに、以上の措置に伴い再評価税の納付の時期の特例を設けるほか、最低限度以上の再評価を行つた者に対しては延納の最終期の制限を設けないとし、また、今後最低限度以上の再評価を行おうとする場合及び陳腐化資産等の評価減を行なうことが予想される場合等に過納が生じないようにするための徵収猶予の規定を設ける等所要の規定を設けております。

第五に、固定資産税につきまして

は、再評価を行つたことによつてその負担がただちに増加することがないよう、特別の措置を講じております。すなわち、最低限度以上の再評価を行つた者に対する昭和三十一年度から三年度間の家屋以外の償却資産に対する固定資産税につきましては、その資産の評価額が昭和二十九年度分の課税の基礎となつた価格を越える場合には、原則として昭和二十九年度分の課税標準をもつてこれにかえることとし、すでに昭和二十八年中に再評価を行つた資産の再評価額が昭和二十九年度分の課税の基礎となつてゐる場合には、原則として昭和二十八年度分の課税価格を越えることがないように措置しております。

は、再評価を行つたことによつてその負担がただちに増加することがないよう、特別の措置を講じております。すなわち、最低限度以上の再評価を行つた者に対する昭和三十一年度から三年度間の家屋以外の償却資産に対する固定資産税につきましては、その資産の評価額が昭和二十九年度分の課税の基礎となつた価格を越える場合には、原則として昭和二十九年度分の課税標準をもつてこれにかえることとし、すでに昭和二十八年中に再評価を行つた資産の再評価額が昭和二十九年度分の課税の基礎となつてゐる場合には、原則として昭和二十八年度分の課税価格を越えることがないように措置しております。

Digitized by srujanika@gmail.com

を改正する法律案外十五税法案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。
まず内閣官。

○内藤委員 ごく簡単に大蔵大臣にお

伺いいたしたいのです。されど、きわめてこれは簡単なことなんであります。国民の納税義務につきましては、憲法第三十条にもはつきりと規定して

あり、これは国民全体がよく認識して

いるところであります。その納税義務の具体的な内容というものは常に法律の

直接的な規定によつてきまるものであ

りますので、決して税務当局の独断的認定、あるいは便宜的な見方でよけい

とるとか、少くとるとかいうことはあ

るべきはずがないものと思うのであります。ところが税務の実際を見ており

ますと、必ずしもこの原理原則が貫かれてゐる。たゞ、その実情は、さうした

れでどちらのが今日の実情であります。こういうことにつきまして、大蔵

大臣はどういう御所見をお持ちになつてゐるのか、ますましくお尋ねする。

伺いたしたいのであります。

○小笠原國務大臣 たいへん恐縮でござりますが、のどを痛めております

め、場合によつてはかわつて答弁をし

でもうかもしませんので、その点

もちろん法律に基いてやることは當

然であります。たとえばあるものについて、それを所得を上げるための費

用を見るかどうかといふような問題に

なりますと、御承知のことくにある基準はありますけれども、ある程度認定

にまかせるところがあるのですから、おまかせして下さい。

す、従いまして、税務当局が法に基いてやることは当然でございますが、あ

る種の認定そのものが妥当を欠くよう

な場合には、税務当局として適任でないということはございましょう。しかしこういうことはありますよけれども、税務当局としては、自己の最善をそれ／＼尽しておるもの、また私どもはすべて法律に基いてやるものと実は考へておる次第でございます。

○内藤委員 まさにとて大臣には申訳ございません。長々とお尋ねするつもりでありますけれども、御様子をお見受けしますと、たいへんお気の毒に存じますので、こういうふうなことはやめることにいたします。実は昨日全員の秘密懇談会を開きました。いろいろ議事の促進につきまして懇談いたしました。大臣もこれについて与党の皆さんからお聞き及びであろうと思うのであります。そこではなはだ恐縮であります。が、大臣に一言お尋ねしたいことがあります。これはこれからあるのであります。これはこれからの大蔵委員会では御提案の二つの問題につきまして、実は私どもが非常に心配いたしておる問題が出て参つたのであります。一つは入場税でありまして、この大蔵委員会では御提案のものが無傷とは行かぬけれども、何らかの傷がついて、与党の皆さんがこうして大勢おられるのでありますから、これは通ることと予想いたします。ところが一方地方行政委員会では、これははなはだお気の毒千万であ

りますが、与党の皆さんには数が少いの
であります。でありますから、これは
おそらく大蔵大臣お考えの通りには行
かないことだらうと思うのであります
。従いまして、本会議には、同じ税
に関する関係法律が二様なものが出
て来ることと思います。しかしこれは
一切は本会議できめられることであります
から、今からかれこれ予断を許さ
ぬのでありますけれども、私どもは国
会へ出て参りましてからかれこれ七年
になりますが、第一国会以来いま
だかつて見ない場面に、今まさにわ
れわれが当面しようということになつ
ておるのであります。そこで大蔵大臣
の御心境を伺いたいのですが、
入场税がそういう妙なことになつて來
たということにつきましての大蔵大臣
のお感じと、もう一つは織維消費税で
あります。これは実は与党の皆様か
ら、ひそかなる声で、ゆつくり御審議
願いたいというのであります。そうち
ますと、おそらく私は、これももちろん
想像であります、審議がゆつくり
なされるものと思うであります。と
いうことを裏返してみますと、これは
握りつぶしということになるのはな
いかと思うであります。してみま
すと、八十五億という財源が問題にな
つて來るのであります。これはや
はり一応はよく確めておかなければ
ならない問題でありますので、大臣に
お尋ねするのであります。さような
事態が起きそらでありますけれども、
今日大蔵大臣はこれに對してどうい
お心持をお持ちでありますか。この二

○小笠原國務大臣 最初の入場税の方は、御承知のことくに、中央と地方と方制度調査会とか、あるいは税制調査会等の答申にもそれが織り込まれております。従つて私どもは、この入場税が地方財源の調整の意味でぜひとも通過することを、あなたの言葉で申し上げれば無傷で通過することを希望いたし、それがために全力を尽したいと思つておるのでございますが、しかしかりに若干の御修正があつた場合、それが予期しておるよう、たとえば交付税及び譲与税配付金特別会計等へ入る金額に異動を生じますと、地方財政の見地から非常に困ることになり、それが不足するようなことにもなりますれば、ひいて予算のある程度の更正をしなければならないようなことが起つて参りますので、そういう金額に大きな響きのない程度の修正——私どもはもちろん原案を望むのですが、修正権を左右するわけに行きませんから、その程度であれば、いわゆる予算を修正するという問題にはなりませんけれども、もしもその金額が非常に差を生じますと、これは予算を修正するほかはなくなるという重大な問題でございまして、すでに予算案の御審議が済んでおるときでござりますので、この点はぜひ原案で通していただかなければ、あるいは最も原案に近いもので通していただきよう、心から希望しておる次第であります。

話でございますが、今日日本で奢侈を抑制するということについてのどなたのお考えも一致しているのであります。またまことに織維品についてこれが出て来た。ほかのものも全部物品税等で上つておるのであります。しかし織維品については、物品税の課税の率を上げると、いろいろとこれまで参りませんので、特別な措置をとつていただきたい——予算を通していただいたのであるから、もちろんこの案は通していただけます。信じて私どもは今後とも努力をいたしたいと思つておるのであります。しかし通らない場合にはどうするかとおつしやると、これはどうしても通していただくという考え方のもとに私どもは予算をやつしている。こうしか現在のこところは実はお答えができない。もう少しいい仮定でありますとお答えが容易であります。どうもよい仮定でないでの、仮定の事柄についての御答弁だと、内藤さんの御満足の行くような御答弁がどうもしくい。これは私は、あなたが私の立場に立たれても御同様のことであるうと、実は率直に申し上げますが、思います。

お聞きしておりますとたいへん咽喉を痛めでおりますか、あるいはお年の関係上お疲れになりまして、精力も非常に減退しておりますのでござりますので、あまり長時間にわたつて大臣に質問をすることは御迷惑と考えますから、重要な点だけについて大臣の所見を聞いて、他は他の政府委員からお答えを願つてけつこうでありますから、ひとつさよならに簡単に、苦しゆうない程度でお答え願いたいと思います。

ただいま内藤委員より御質問をいたしました入場税の国税移管に関連いたしまして、政府与当たる自由党の方で、この政府原案に対し、入場税の税率引下げに関する修正案を提出するということに方針がきまつたようございます。そうしますと、大蔵大臣は、この税率引下げに對して当然起つて来る予算上の問題等について、一体どうお考えになつておられるか。特に、これが野党の方から修正案が出るということならば話がわかりますけれども、一応政府原案の相談を受けた与党が、今日までずっと原案で参りまして、今日になつて政府与党の中から修正案を出すということは、あまりにも国会審議を愚弄したやり方じやないかといふことを私どもは考えて、与党の政治的責任を追究するつもりであります。まだ修正案が出て参りませんからそこで今日は言ふ必要はありませんが、出ました以上は、当然政治的責任を追究せなければなりません。しかし今日の場合、そういうわけで修正案が出されると、いうことが明らかにされました以上は、これに対し大蔵当局は同意を与えておるのか、まだ与えてないのか、それをお手す伺いたい。

○小笠原国務大臣 まだ何らそういう
ような相談を受けておりません。従い
まして、何も同意を与えておりませ
ん。ただ井上さんが言われたように、
この案を出しますときには、すべて
自由党の方でも打合済みの案を出した
ことはお話を通りであります。

に自由党の方から、かくくの修正を希望したいと、いう内示がございまして、われわれとしても党において、いろいろの角度からその修正案についての検討をいたして参つたのであります。が、当然政府としては、与党である自由党の方で修正案をつくりました以上は、これが今お話をになります地方財政計画にどういう影響をもたらして行くか、またはたして修正案通りにやつた場合に、政府原案との開きはどうなつておるかと、いろいろつづけてお聞きを

されはいつでも作業できる用意はできていますが、そしたら意味の御連絡がありませんものですから、われくとしましては、一応今大臣のお答を申し上げた程度の状況にあるわけであります。

○井上委員 そういういたしますと、これがいはず修正案が正式に出されました後において、この修正案をめぐつて政府及び提案者に対していろいろ質疑をせなければなりませんが、今日のところ

を地方財政の節約とかなんとかいつた
ような余地がありとして、この意味の
軽減をやるということならば、予算に
そろ大きな関係なしに済むと思つてお
ります。これが相当大きな金額になる
がゆえに、その面について国が何らか
のめんどうを見なければならぬということになれば、それは予算に何らかの
影響はあるというふうに思います。た
だこの算出の根拠、税率はこういうふ
うになつていても、結局税収は従来と

ともそういう修正案は困るをお考えになりますか、これを伺いたい。

おるはずではありませんか。その検討をされずに、修正案が出た上で検討するという、やりなことをしましたのでは、一層事態を円滑に運ぶのでなしに、紛

さはまた正式に提案もされておりませ
んから……。ただ、たとえて申します
と、きのうお話願いました案は、入場
料が五十円までのものは一割、八十五
円までは二割、百三十円までは三割、

同じ程度に上るのだという御意見であれば——これは御意見をよく伺つてみなければわかりませんけれども、問題は税収に響く力響かないか、そこについて参りますので、現在の段階におき

し修正案の内容が、たとえば入税率による収入額に大きな影響がないといふものでござりますれば、その内容いかんで政府としては態度を決定いたしたいと思います。しかし、もしたとえば數十億というような収入差があることになりますと、これは御承知のようにして、ひいてはこの特別会計から百七十五億、それが見られておるものが多いそこに差を生じて来ると、何らかの予算修正を要するような問題も金額によつては起つて参ります。実は私たち

糾糾さざことになりますから、少くとも
修正案がつくられた以上は、当然それ
に対して政府として作業をやつてみ
て、これが地方財政計画にどう影響し
て行くか、政府原案と修正案との間に
おいて、税収はどういう形に現われて
来るかということについて作業をやつ
ておるはずではありませんか。やつて
ないとするなら、はなはだ政府当局と
しては怠慢であります。だからその内
容をもう少し御説明を願いたいと思ふ。
これは主税局長から御答弁を求めま
す。

百八十四円までは四割、百八十四円を越える分については五割、こういう修正案を発表してござります。従つてかくのことを修正案が出されました場合――これは当然出されるとわれくも確信しまして、いろいろ検討して参つたのであります。が、これと政府原案との間に、おいて、税収の上においてどれだけの開きがあるのか、それとも政府では予算を修正するほどの開きはないという推定をお立てになつておりますか。想像でいいですから、今申し上げました数字によるあなたの専門的な御意見を

ましては、われくの方としては、すぐ
に予算に響くとか響かないとか申し上
げることはまだ早いと思つておりま
す。

○井上委員 私どもの方で作業いたし
まして、いろいろ検討いたしましたと
ころによりますと、ただいま申し上げ
ました自由党的修正案による税率を引
下げます場合は、当然予算を修正する
必要が起つて来ると考えております。
現在府県が徴収いたしております税額
よりも、この税率で多くとれる、今度
支守貢案の税率よりも下げますこと

は、もうない」とはないものと考えておる次第でござりまするが、なお正式

〔内藤委員長代理退席委員長着席〕

○渡辺政府委員 伺いたい。

政財風雲の種々の事態に對する影響を考慮して、現在府県が徵収している税額よりもさらに大きくなることとなる。

にも非公式にも私自身としては話を受けておりません。従いまして、今のような話でござりますれば、内容いかんということで政府の態度をきめる、こういうことになると存じます。

えていると、いつの程度のお話は何つて
おりますが、しかし自由党の意見がき
まつたものとしてお話をなさつていら
つしやるということは、われく聞くい
ておりませんから、従いましてこの段
階において一慮そういうお話をあれ
ば、こういう数学になればこういう数
字になるはずだということは、われわ

字の聞きが出て来るのじやないかと思つております。その場合におきまして、結局地方財政の方に一番大きく響くわけでも考え方はいろ／＼ございまして、結つたところでは、地方財政の方の――これはまあ一種の地方税の軽減と同じ効果を持つわけであります。その地方税の軽減

は、どういう計算をして出て参りません。従つて政府原案と、予算を修正する必要がないほど税収の方には変更がないという計算の基礎が私の方には出て参りません。またそのことが地方行政委員会にも大きく問題になつて、さうした修正案がもし通るということになりまことに、地方財政計画に重

大きな影響を来して来るから、それより現行のままに置く方がいいというようなことから、入場税の譲与税関係の法案を慎重に取扱わなければならぬとして、地方行政委員会で態度をきめかれておる実情にあることは、御存じの通りであります。そこでこの際委員長にお願いをするのですが、ただいま政府当局の御説明を承りましても、われわれを納得させるだけの態度をおきめになつております。そしてまたそんなに大きな聞きが起るとは考えられないのではないかという一つの想定的な御見解でござります。そこでわれわれは、さような数字上の魔術によつてこの問題を扱うわけには參りません。少くとも地方財政計画に重大な影響を与えるということをわれべく考えます以上は、ここでただちに自治庁の意見を聞く必要があり、特に地方税を専門的に検討されております自治庁の税務課当局の出席を求めて、その見解を聞きたいと思いますから、自治庁の奥野税務部長の出席を要求いたします。その上で本問題にはさらに検討を加えて参りたい、かように思いますから、奥野税務部長の出席を要求いたします。同時に委員長にお願いしておるのは、たゞいま私が質問をいたし内藤委員からも御質問がありました通り、この修正案は、地方財政計画に及ぼす影響が重大であり、同時に提案されております入場譲与税法案と表裏の関係にある重要な修正でもありますから、この財源確保の見通しが明確でない今日、当然常に重要になつて参りますので、地方行政委員会との合同審査をここで私は要求いたします。そしてこれがほん

とうに公正妥当な修正であるかどうか
ということを検討する必要があります。
から、修正案が出されてからでもけつ
こうでありますから、さようにおどり
はからいを願いたい。奥野税務部長は
どうなつておりますか。

井上委員 この問題には大臣行政
政計画の上に重大な関係がありますから、
奥野さんが見えますまで、暫時この
の質問は留保いたして参りたいと思いま
す。見えましたらさつそくこれを明
確にして参りたいと思いますから、そ
れまで他の法案についてこの際質問を
申し上げたい。

て、しかもそれは一部産業、一部のケースのものについてのみ行つております。四十九億も法人税で減税をするのであり、特に資本力の弱い、資金面の非常に困難な中小企業の現状から者としております税率の引下げについて全般的に考慮することの方が当然正しいのであり、特に資本力の弱い、資金面の企業の合理化の上からも絶対的に必要性があります。しかるに一産業一ケースのものだけ特別にいろいろな美名に隠れて四十九億も減税をするということは、あまりにも傾斜的な減税とお考えにならませんか。都合のいいときに減税制調査会の答申を尊重して、都合の悪いことはほおかりで行く、一体体ういうかつてな話がありますか。あなたはどうお考えになりますか。

ども、これに該当します企業には相効率的な減税でございます。二十九年五五百四十五億、こちら二十八年度の実績から見ると、資本金五百万円以下の大会社が納める税金は七・%でありますから千八十八億、このうち四十九億が減税されるということになりますので、その実際の税率は四・%弱となります。しかもこの大会社のうちで今回の中止の適用を受けるのは範囲が非常に狭いから、実際には一部の会社の税率は相当低くなり、さらにこの一部の会社への傾斜的減税は昨年の改正において七十七億を減税いたしております。この昨年の七十七億と今回の四十九億とを合せますと、これら大法人の税率は三五%に下つてしまふのです。しかるに一方中小法人等は依然として高率の四二%がかけられておるのであります。約一〇%も傾斜減税を特殊な会社ケーズに行つておるというこの事実を、大蔵大臣はどのようにお考えになりますか。なるほど資本蓄積の必要から、増資分の配当金の損金繰入や、あるいは価格変動準備金とか、あるいはまた輸出振興の設備輸出の所得を減免するとかといふようなことは、いろいろ説明をすればなるほどと國民は納得をするかもわかりませんけれども、しかし、これはどちらかと申しますと、相当大きな大法人でなければでき得ない。現在のわが国の経済の実態から見ましても、これらものが三五%の減税を受けて、資本力のない、経営資金面で非常に困つておる中小法人は依然として四二%の重税でほおつておかれることは、税の負担の公正を説く政府当局としてはあまりにも片手落ちだ

といわれてもやむを得ないのじやないか、こう私は考えますが、いま一応この点について御説明を願いたい。

○小笠原國務大臣 今お話をなつたう

ちの価格変動準備金制度の改正、増資配当の損金算入、あるいは輸出所得の

特別控除制度の改正、こういろいろなものは、これはひとと大会社に限ら

ず、中小のものもみなやれるのでありまして、たま／＼大会社もあるかもしれぬが、事実は中小でも何でも何も区別しておるものではございません。いざ

れもこれがやれるのであります。なおこまかいことは、私は声が出ませんから、政府委員から答弁を申し上げます。

○渡辺政府委員 税率の全体として、たとえば現在の四割／＼分から四割／＼下げる、こういう方向も確かに一つの御意見だと思いますが、現在の経済政策的要請に基きまして、何としても自己資本をもつと充実するような、あるいは払込み資本を大きくして行くような、こういう考え方があるのでござりますし、また現在の価格変動準備金の制度におきましては、かねてからいろいろ／＼批判があつたわけですが、物

が値上がりする時期に、将来の値下りに備えて準備金を積み立てておきたい、しかし現行制度ではそれができないから、これをぜひ考えてほしい、これは税制調査会でも同じような意見が出ておるわけでございまして、そういうふうな経済政策的な要請がやはり相当大きくなっていますので、しかもそれはただいま大臣が申し上げましたように、決して大きな会社だけにやれる道

になりますが、私どもの方の党でこの修正に基く税収の面をいろいろ／＼な見地から検討した結果によると、かくのことく

大幅に税率を引下げるということになりますと、当然予算修正をしなければならぬ実情が起つて来る、こういうこと

といふのものではないのでございまして、そういうふうな意味からいたしまして、どちらの方向に税制の重点

を置きながら考えて行くか、こういう点になると思いますが、現在の各般の情勢から言いますと、やはりこうした

経済政策的な要請を多分に取入れて行くことが、結局日本経済全体の発展のもとになるのじやないか、こういう考

え方のとに現在のよりな提案がなされておる次第でござります。

○千葉委員長 井上君に申し上げます

が、奥野税務部長が来ておりますか

ら、御了承ください。

○井上委員 それでは法人税はまだあ

とまわしにしまして、さいせん入場税

質問をいろいろ／＼いたしておりました

が、特にこの入場税は、譲与税として

そのほとんどが地方に交付されること

になりますので、特に地方の財政計画

の上に重大な影響を持ちます関係か

ら、その方面的専門的な御意見を承ろ

うと考えまして、奥野税務部長さんに

御出席を願つたのであります。すでに

奥野さんお聞きか存じませんが、実は

自由党の方で、本日本委員会に現在出

ております政府の原案を次の通り改正

するようでござります。すなわち入場

料五十円までを一割、八十五円までを

二割、百三十円までを三割、百八十円

までを四割、百八十円を越える部分を五割と、さよなら大修正を行うことにな

る、この修正案によつて税収はそなだ差なくとれる、そして地方財政計画にもさほどの影響を与えない、こうい

う見解にお立とのようありますが、

われ／＼はそれと反対に影響すると見

ておりますので、特に従来地方税を御

担当されて、入場税の徵収状況等につ

いていろいろ／＼御検討されて参りました

奥野氏より、はたしてこの修正案通り

やつた場合、ただいま申しますような

影響はないかどうか、また一体どれだけの差額がそこに生ずる予定であるか

という点を、ひとつ専門的に御説明を

願いたいと思います。

○奥野政府委員 私は、ここへ参ります

して初めて入場税の税率を政府案より

もさらに引下げようという話があるこ

とを承知したわけであります。それに

よつて減収が生ずるか生じないか、地

方財政上欠陥を生ずるか生じないかと

いう御質問のようでござります。それ

が除外されております。さらに税率の

かという御質問に対しましては、御承

知のように入場税国税移管にあたりま

して、第三種施設の利用に対する課税

案が提出されることが自由党の方で決

定的になつておりますので、予備的に

は具体的に修正案が正式に本委員会に

提案をされおりませんから、はつきりした政府の見解をここで明確に伺う

ことは非常に困難でありますけれど

も、時間的な關係もありまして、修正

案が提出されることが自由党の方で決

定的になつておりますので、予備的に

は、そういうことではなしに、あなたの前の御説明にございましたように、

政府の見解をここで明確に伺う

ことは非常に困難でありますけれど

も、時間的な關係もありまして、修正

案が提出されることが自由党の方で決

定的になつておりますので、予備的に

は、そういうことではなしに、あなたの前の御説明にございましたように、

政府の見解をここで明確に伺う

ことは非常に困難でありますけれど

も、時間的な關係もありまして、修正

案が提出されることが自由党の方で決

定的になつておりますので、予備的に

は、そういうことではなしに、あなたの前の御説明にございましたように、

政府の見解をここで明確に伺う

ことは非常に困難でありますけれど

も、時間的な關係もありまして、修正

か、この点をもう少し、まだ成案は出

なろうかと思うであります。これ

につきましては、昭和二十三年に入場

税が国税から地方税になりまし

た際には、その九割相当額が、御承知のように

入場譲与税として人口按分して都道府

県に還付されます。一応予算の額が定

まっておりますけれども、別途提案さ

れております入場譲与税法案によりま

すと、国が徵収いたしました場合に三

月分をまとめて翌月に交付するとい

う仕組みになつておりますので、かりに

が落ちて来るのじやないかといふふう

な考え方を、私ただいまここへ参ります

して教えられて持つたわけであります

が、落ちて来るのじやないかといふふう

な考え方を、私ただいまここへ参ります

して教えられて持つたわけであります

か、この点をもう少し、まだ成案は出

なろうかと思うであります。これ

につきましては、昭和二十三年に入場

税が国税から地方税になりまし

た際には、その九割相当額が、御承知のように

せずに修正案をかつてにつくつてしまふというやり方は、これはわれへ今審議する上において非常に大きな支障に当面しておるわけです。政府は知らぬ、初耳だと言ふ。さようなことが、一体党政政治の上に立つて行われておるこの国会において許されるかどうかという問題がござりますから、これは党内事情で済みません。国会の議題として議事に入つておりますから、当然これを審議する上におけるあなたの方の取扱い上の見解を明確にされませんと、審議がやはり停頓しますから、これはまことに困る。もと一貫お答えを願いたい。

○淺香委員長代理 ただいま党内においていろいろ調整あるいは連絡等が行われておりますので、先ほど申しまして、御質問の要旨についてはここでお答えできませんが、ひとつ御了承願います。

○井上委員 そうしますと、これは正式に改正案が出た場合にいろいろ伺うことになりますが、その場合においても、与党としましては、政府に相談をせざりにかつてに出した、政府がどう考えておるうと、おれはおれの方だということでお述べになりますか。

○淺香委員長代理 修正案が出ました場合には、あるいは御要望の線に沿うてお答えができるかもわかりませんが、たゞいまのところは、ちよつとお答えは明確にできかねますので、ひとあわせて御了承願います。

○井上委員 それでは、さいぜんの法税に続く質問を展開いたしますが、どうも渡辺主税局長の御見解を聞いておるといふと、これら法人税の全体の

引下げの問題を何ひえにやらなかつてあります。さきにも申し上げました通り、大法人に対しでは昨年度の減税と本年の五十億に近い減税を合すと、三五%にも実際減税になるのです。一方こういう風潮をこうむらぬ中小法人は四%で、重税が課せられることを言わざるを得ない。ですかねうれしておるのである。だからそういう点からわれ／＼は、あまりにも大資本を抱えるところの傾斜的減税じやないかといふことを言わざるを得ない。されどかある答申を尊重しないか、せめて西都合である答申を尊重しないか、せめて西都合にでも下げるのが当然じやないか、こういうことです。それはあなたの方でつくった資料は、多少数字が違うかもわからないが、そういう都合があれば、何ゆえに税制調査会が答申してある答申を尊重しないか、せめて西都合にでも下げるのがはじき出して来て、いか、こういうことです。それはあなたの方でつくった資料は、多少数字が違つて、それはいけません。現実に四%という数字だけをはじき出して来て、答弁技術でよくまとまかそそうといつたつて、それはいけません。現実に四%という重税が中小法人にはかけられておりますから、これらの会社はこの今済みました増資分の配当金の損金への繰入れとか、価格変動準備金の積立て限度の拡大とか、あるいは設備輸出に対する減税とかいうことは、恩典をほとんど受けません。それだけの余裕がないのです。逆にこれらの中小法人は、政府の金融引継めによつてどんどん追い込まれておることは御存じの通りであります。だからあなたの方は、資本の蓄積、近代化、合理化、輸出の振興ということを口をすっぱくして言つておるけれども、税制の面では、何らその面に對して積極的な手が打たれていない。中小法人が近代化、合理化して行くための一一番大きな負担は、

何といつても公租公課というものが本きなものになる、金利がその次に大きなものになる、その次が人件費ということになつていて。その人件費の内容を解剖しても、その人件費というものは、ほとんど税で大きな負担を負わされて來ておる。そういうことが事業の經營の上に大きな負担になつてゐるということを、あなたよく御存じありますよう。そういう面において、大法人にはいろいろな恩典を与えて、租税特別措置といふところへ逃げ込んでしまつて、かんじんの法人税の改正においては、せつかくすなおに二名ぐらひは減税してやれと言つてゐるのをほつたらかして、大資本に傾斜的にどんどん減税率でカバーして行くというやり方をしておる。そりおいになりますか。

○渡辺政府委員 先ほどもお答えいたしましたが、考え方は一色あると思ひます。こういう主として経済政策的な考え方に基きます減税、これをやめて税率を一般的に下げる、これは一つの考え方だと思います。井上さんが御主張になつたような考え方方であります。それから片方には、国が一つの大きな政策的な方法を考えに行く。従つてそれを推進するためには幾つかの税制上の措置を講すべきじゃないか、こういう考え方があるわけであります。そのほかに、今度幾つかあげられております、たとえば価格変動準備金とか、こういう考え方では、これもまあ経済政策的な意図がある程度入つておりますが、これは税自体の面から言いまして、こういう考え方をとるということことは、これは私は入り得る余地のものだと思つております。その場合におま

して、税制調査会におきましても二つの考え方が並行して出ているわけでありまして、一面においては税率を下げる、一面においては、価格変動準備金とか、あるいは同族会社に対します積立金の課税とか、こういう点を直したらいいじゃないか、こういつたような考え方、これは税制調査会でも二つの考え方方が併存しているわけであります。政府として取上げましたのは、そうちした税率の面、これは実は大臣も申しておるよう、できるだけ考えたい方向なんですが、この方はなか／＼財源関係もございまして、思うよろに十分行かなかつた。しかし価格変動準備金の問題でありますとか、あるいは同族会社の積立金課税の問題でありますとか、こういう点については、税制調査会の御意見は確かに一つの御意見でございます。従いましてできるだけ尊重して行きたい。そういう面で全体の政策ができるおりますが、私は井上委員のおつしやるように、これが大きな会社のためにだけできている措置だといふうには実は思つておりません。同族会社の積立金課税のような問題になりますと、これはむしろ小さな法人の方が中心の問題でござりますし、それから価格変動準備金の問題は、現行制度でございますと、小さな会社はちょっと使いにくい面もございますが、今度のような制度になりますと、むしろ小さな会社がやはり相当これを利用できる余地も出て来るわけでございます。資本充実の問題につきましては、これは多少意味が違いますが、しかし現在オーバー・ローンの議論がされ何とかして自己資本を充実して行かなればならぬ、二、三、幾点か

いる際でござりますので、これを促進する意味において、臨時に特殊な措置を考へる。この制度にしましても、これは現実の問題としてどうかといふことになりますと、大きな会社でもそれが利用できないところもあり、小さな会社でも利用できるところもあり、そのいろいろの事情はあるうと思いますが、われべくとしましては、大きな会社だけ、あるいは小さな会社だけという考え方でなしに、とにかく資本充実ということは現在の日本経済においては重要である。この意味におきまして、この制度を採用すべきじやないか、こう御提案申し上げておるわけでございまして、非常に大きな会社、小さな会社と区別されておりますが、結果的に見ましても、必ずしもそういう差別があることになつてゐるとも思ひませんし、考え方としましては、もちろんそこに差別的な扱いをしようといふつもりは毛頭ないわけでありますて、ただこういう経済政策的な面を織り込みながら税の軽減をやると同時に、それによつてそうした経済政策的な面を促進するのがいいか、あるいは税率一般を引下げるのがいいか、これは二つの考え方として私はあり得ると思いますが、政府のとるところは、やはり経済政策的な当面必要な面に重点を置くべきじやないか、こういう方針をとつたわけでございまして、そなうなりますと、いささか意見の違つて、いろいろと申し上げる以外には、ないのではないかというふうに思つております。

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

ら、本委員会で決定いたしました。申入れについて呼びに来ておりますので、参らなければなりませんから、後ほどこれは質問することにいたしまして、私の質問は一時保留いたしておきますから、御了承いただきたいと思います。

げました点は、おそらくこういう意味じやないかと思います。予算との連繋ということに重点を置いた御答弁を申し上げたのじやないかと思つております。従いまして、たとえば予算の補正といいますか、修正といいますか、それがどの連繋においては、税額にかわりがなければ、予算をどうこう動かすといふ問題はない、こういう意味で御答弁申し上げたのじやないかと思つております。

○小川(豊)委員 あなたの方では原案を最も正しいと思つて出された。これは当然ですが、最も正しいと思つて出されたのが与党によつて修正が行われた場合には、税額に関係がなければ、これは国会の決定だからしかたがない、こういう答弁に私は聞いているのです。そうすると、あなたの方の出された最も正しいといふものは、ある程度正しくない形できめられて行くことになりますね。

○渡辺政府委員 それはある意味において意見の相違ということになるのではないかと思ひます。と申しますのは、政府としてはこれが一番正しい、いうか、これが適正な案だといふふうに思いましたからこそ御提案申し上げておるのでございますが、しかし国会での御審議の過程あるいは結果として、国会としては政府が考えた案よりも、こう修正する方がより正しい案だといふふうな意思決定があればこそ、そこで国会の御修正があるのでないか、こういうふうに思います。

○小川(豊)委員 そうすると、あなたの方ではこれが最も正しいと思つておるが、国会の意思決定があつたのだからそれに従うほかない、こういうこと

で、意見の相違というのは、国会の章見と政府の意見の相違と解釈してよろしく、ござりますか。

○渡辺政府委員 政府の出しました原案が国会で修正され、それが成立すれば、政府の原案と、国会の意思であるというべきだと思ひますが、最後に成立した法律とが違う。これは言葉の使い方でございますが、少くとも政府が当初考えていたところと国会が最終的に考え方になつたところとは違う、これはそういうふうに申し上げていいと存思います。

○小川(豊)委員 そこで私は、今度は税の権威、あるいは信頼性、こういういろいろのについてお尋ね申し上げたいと申うのですが、私は実はきのうから物品税法案が何がしかの修正がされたとか、撤回されるとかお聞きしておる。これの顔を立てる——顔を立てるといふのは失礼だが、非常に熱心に審議しておるわけですから、これをそらしてもう、そろそろと目見当のようなものとを絶えず聞いておる。こういうことは、税の権威と信頼性というものが非常に乏しくなるのではないかと、いふことを実は心配しておる。これは私ども日々の浅い人間にとってはまことに消化不十分なことになるのかもしれないが、少くとも国民全体は、非常に苦しい中から税金を払つておるわけであります。この苦しい中から払つておる税金だから、この税金に対する権威と信頼性というものを持ち得なかつたら、これはたいへんなことになるのではないか、こう思つておる。そういう点から見ましたときに、たとえば辦公課税の問題、遊興飲食税の問題、物品税の問題

こう、いつものについての今までの審議をつと私ども見て来ますと、たゞござ
ば織維税課税等の問題では、原毛に課
税されるとか、あるいは小売にそれが
移るとか、今度は卸に移るとかいうと
うに、絶えずかわって行つておる。こ
ういうことでは、一体確信が十分にま
つてお出しなさつたのか、あなたの主
張では、ここで課税するのが最も正しい
のだという確信のもとに出されなければ
ならぬ。また課税を受ける方もそぞ
でこそ払えるのだ。それが何か力のキ
レ運動等によつて、原毛に行つたり、
小売に行つたり、あるいは卸にまわ
りするようなことがあつたとしきを
ら、これは力の弱いもの、運動の足り
ないものが税金を払わなければなら
ぬ、こういう結果になつてしまつたの
はないか。それから私は遊興飲食税と
入場税と一緒に当然この国会に提案さ
れる、こういうふうに承知しておお
ね、ところがこれは提案されなくなつ
た。これもいろいろ事情はあるでしょ
うけれども、これは当然提案されるも
のと常識としてみな考えておつた。
ところが、提案されなかつたことがい
か悪いかということは別として、こち
が提案を見合されている。物品税で
そういう点が多くある。私は不純にこ
のを考えたくはないのですけれども、
こういうふうにせつかくあなたの方で
十分に研究や調査がなされて提案さ
たものが——議会の決定は重んじな
その過程において三転も四転もしてし
まつておる。入場税でも与党によつ
これが修正をされようとしておるこ

いはあなたの方に自信がないということやないか、こういうことでは税の権威なり信頼性なりが非常に失われて行くのじやないか。これはゆゆしいことじやないか、こういうあうに思う。議会における答弁の技術とかなんとか、そういうことでなく、私どもまだほんとうにしろうとですから、この点はぜひお互に心配する立場ですから、聞かしていただきたい、御答弁を願いたい。

最高の機関として、御責任をもつてその点は最もいい姿における法案をつくりあげるべく御審議願つておると信じております。従いまして、結局そういうことによつての修正であれば、修正するということ自身が決して税そのものにどうこうという問題はないと思ひます。ただ要するに、もし不純のものといつたような疑惑を残すような点があるとすれば、そこに問題があるわけでありまして、これは国会の御審議の過程においては、そういう点において、そういう意味でなしにほんとうに正しい税制、あるべき税制ということを御念頭に置かれて御審議になつてゐるじやないか、そういうあることをわれ／＼は信じております。

ておる。ところが、また例をあげるならば、今言う織維課税のように二転も三転もしてしまつたといなならば、一體国民がそれを信じられますか。これが何でかわつたかということが丁解がつきりますか。あなたが最も正しいと思つて出されたもののが當中である、一二二云

演劇とか、そういう査定の比較的たやすいものを国税に移管してしまった。ゴルフとか、こういうものだけを地方に残しておくということは問題が残るのではないか、これに対してもう一度お考えですか。

んぢやないかといふことになつたわけ
でござります。もとへはつきり原系
課税がこれ一つしかないといつたよ
うな案のものではございませんので、そ
こに当初政府がいろいろ考へました案
についても議論の余地もござります
し、そこで与党の方々といふ御相
談申し上げている過程において、そ
した姿ができたというわけでございま
す。われくとして今は現在の姿のもの
が、原本課税に比べて非常に妙な曲つ
た姿のものであるといふふうに言い切
るべきものではないと思つております。
それから入場税について、いたずらに

第三種の設備利用を抜かしたのはどういうわけだ、これは確かに第三種の設備利用の関係は、非常に課税上むずかしい問題があるわけであります。それはわれくもその通りだと思います。それをさらに探究して参りますと、設備利用の関係で一番大きいものは、最近においては、パチンコ屋などが一番その税額が大きいわけであります。これは商品を出しているといいますか、あとで玉を景品と引きかえしておるといったような関係もございまして、単純に人場料の何割といったような課税方法をとるのが適当であるかどうかという点には、多分に疑問があると思つております。

して、むしろどちらかといえど、パチ
ンコの機械一台について幾らといつた
ような課税方法をとるのがいいのではないか。
といいましても、いなかでや
つております場合と、たとえば東京の
銀座のまん中でやつておる場合と同じ
税金というもの。これを妙な話でござ
います。たとえば東京でいえば、幾つ
かの盛り場とか場所とかが区域をわけて、

○淺香委員長代理 御
発言する者あり

○渡辺政府委員 なぜ第三種を抜かして置いておいた方が適実な課税ができるかといいますと、むしろ府県税として置いておいた方が適実な課税ができる、國税として持つて行きますと、それがちょっとむずかしいのではないか。こういう考え方がありましたのか。

最高の機関として、御責任をもつてそれを最もいい姿における法案をつくりあげるべく御審議願つておると信じております。従いまして、結局そういうことによつての修正であれば、修正するということ自身が決して税そのものにどうこうという問題はないと思ひます。ただ要するにもし不純のものといつたような疑惑を残すような点がござりますとすれば、そこに問題があるわけでありまして、これは国会の御審議の過程においては、そういう点において、そういう意味でなしにはんとうに正しい税制、あるべき税制といふことを御念頭に置かれて御審議になつてゐるのじやないか、そつてあることをわれくは信じております。

ておる。ところが、また例をあげるならば、今言う纏雜課税のように二転三転もしてしまつたというならば、体国民がそれを信じられますか。これが何でかわつたかと、いうことが了解がつきますか。あなたが最も正しいと困つて出されたものが途中において二転三転もしておる。私どもは金がどこにだとか、金品がどうだと、こういうことはかりが不純だと思つておるのじやなくて、力とか、そういうような形で、ほんとうにあなたが良心に照してこうでなければならぬと絶えず思つて、他へ転嫁されて来ておることは、私はやはり不純だと思ひます。そういう形があつてはならないと絶えず思つておるにもかかわらず、私はこゝに纏雜課税の問題でも非常に不純なものと考えざるを得ない。入場税等においてもこれは修正されている。遊興飲食税は提案を見合せてしまつた。われ野党は政府を攻撃するばかりが能じやないが、こういう税金というものは、国民が非常に苦しい中から払つておる、たいへんに苦しいけれども、これを払わなければならぬのだ、払うといふ考え方を国民全体が持ち得るようにならなければならぬにもかかわらず、こういうことはそれがきわめて難解になつておる、私はこの点を心配してお尋ねしている。

は演劇とか、そういういう査定の比較的ないものを国税に移管してしまつた。ゴルフとか、こういふものだけを地方税に残しておくということは問題が残るのではないか、これに対してもどういふお考えですか。

○渡辺政府委員 最初の繊維消費税が原糸あるいは小売、卸売といろいろ、案がかわつて行つたという点についてでございますが、これは私どもは当初原糸課税ということを考えております。しかし本来の性格からいいますと、消費税である限りにおきましては、これは理論としても小川さんよく御存じであります。消費の段階に一番近いところで課税するということですが、消費税としては一番いいあり方だということにされているわけでござります。といって消費のあまり近いところでやりますと、一番消費に近いところが、小売でございますが、小売業者の数が非常に多いといったことから、課税技術の面からいっても、徴税率の面からいつてもそこに困難がある。そこで原糸で課税すべきか、小売で課税すべきか、卸売で課税すべきか、これはそれとも一長一短があるわけでござります。その一長一短を考えまして、なほその上で原糸で課税すべきか、小売で課税すべきか、卸売で課税すべきか、という、いろいろな判断がそこに出て来るわけであります。その意味において原糸課税、あるいは小売課税、卸売課税といろ／＼検討してみたのでございますが、ただいま御提案申し上げておる姿が、一応負担の公平をできるだけ期するということとか、あるいは徵稅費をできるだけ少くして済ませるとか、あれやこれや考えれば、一番いい

んじやないかということになつたわけ
でござります。もとへはつきり原系
課税がこれ一つしかないといつたよう
な案のものではございませんので、そ
こに当初政府がいろいろ考えました案
についても議論の余地もござります
し、そこで与党の方々といろへ御相
談申し上げている過程において、そ
した姿ができた、といふわけでございま
す。われへととしては現在の姿のもの
が、原系課税に比べて非常に妙な曲つ
た姿のものであるといふうに言い切
るべきものではないと思つております。

○淺香委員長代理 御
発言する者あり

○渡辺政府委員 なぜ第三種を抜かして置いておいた方が適実な課税ができるかといいますと、むしろ府県税として置いておいた方が適実な課税ができる、國税として持つて行きますと、それがちょっとむずかしいのではないか。こういう考え方がありましたのか。

で、自治庁とも相談しまして、今のように姿の案を御提案申し上げておる次第であります。

○小川(豊)委員 これは原案にやつた方がいい、小売にやつた方がいい、御やつた方がいい、そういうことはあなたは専門家で、私どもがとやかく言ふのは駄目な説法をおかしいが、ただ私どもの考えるのは、ここに提案される過程で二転三転しておるということは、あなたの方の研究や調査が不十分であつたではないかと言われてもしかたがないじやないか、そういうことなんですね。どつちが正しかといふことはあなたの方が専門家だから、あなたは十分お考へになつた。ただ最も正しいものに行くべきであるにもかかわらず、その過程で二転三転しているといふことは、あなたの方の調査や研究がきわめて不十分であつたといふそしりを免れないのではないか、そういうことは税に対する信頼感を失わせる結果になりはせぬか、こういうことをお聞きしておる。

○渡辺政府委員 今の御質問はよくわかりました。確かに最後にこれが一番いい案だといふものを出す過程において、よその方々の御意見を聞いたりしながら、こう思うが、あなたの方が直接の関係ぢやないから、この点はおきまして、ここで私がお尋ねしたいと思うのは、製糖会社は十九の製糖会社が非常に厖大な利益を上げているといふことも、前々から申し上げているからわたくしとしましては、今度の苦い経験を経まして、今後におきましては、こういうことのないように十分戒心して参りたい。過去のことで非常にまづかつたということにつきましては、私

もそれを率直に認めまして、遺憾の意を表する以外にはございません。

○小川(豊)委員 きわめて謙虚な御答弁で、今度提案されるときは——輿論を尊重することは大切です。輿論を十分尊重されるという態度はいいと思ひますけれども、輿論の中にはまたいろいろの輿論も出て来ると思う。あなたは國の税金を扱う中心的な大黒柱なんですか。従つて、あなたの信念が途中で

くる／＼まるるようでは、國民はあなたを信頼できなくなる。あなたを信頼できないと、税金を信頼できなくな

る、この点について今後十分御考慮をされから、この厖大な利益を上げてお願いしたいと思うわけであります。次に、先般からお尋ねしている砂糖の消費税の問題について、ここで二、三點お尋ねしたいと思います。御承知のよう

に砂糖は、戦前八十万トンぐら

い有効需要があつた。それを今百十万

トンぐらいい入れておるわけです。これは業務用が六〇%で、家庭用が四〇%

といふ比率で輸入されている。ところ

が、今日食糧不足その他から耐乏生活を唱え、食生活改善運動が政府の手によつて行われているというならば、これは家庭用をもつと増すことによつて

食生活改善運動に寄与するんぢやない

か、こう思うが、あなたの方が直接の関係ぢやないから、この点はおきまし

ておるのかどうか、この点が一つ。

このように砂糖は、戦前八十万トンぐらいたを信頼できなくなる。あなたを信頼できないと、税金を信頼できなくな

る、この点について今後十分御考慮をされから、この厖大な利益を上げてお願いしたいと思うわけであります。次に、先般からお尋ねしている砂糖の消費税の問題について、ここで二、三點お尋ねしたいと思います。御承知のよう

に砂糖は、戦前八十万トンぐら

い有効需要があつた。それを今百十万

トンぐらいい入れておるわけです。これは業務用が六〇%で、家庭用が四〇%

といふ比率で輸入されている。ところ

が、製糖会社は無利子、無担保で使

ることになる。しかも、今度砂糖消費

税をもつと値上げして、二十八円に引

上げるとすると、十二億一千五百万と

いう膨大な金をこの十九の製糖会社は無利子無担保で使えることになつて來

る。膨大な利益を上げている製糖会社に、こういうふうに延納を認めて、十

二億以上の金を無利子無担保で使わせなければならぬ理由がどこにあるのか、あなたの方はそれでも正しいと思

います。が、農林省などで割当をやつて

いる、それが設備能力を一応中心にや

り上げるのはちよつとぐあいが悪い

のですが、農林省などで割当をやつて

いる、それが設備能力を一応中心にや

り上げるのはちよつとぐあいが悪い

のですが、大体サイトが十五日から一月

くらいのが多いようござります。從

いまして、そこで二箇月程度金が使

れるのじやないか、これはその通りにな

るわけでござりますが、現在の三箇月の

制度をつくりましたについても、これ

はお前そら言うだらうというふうにあ

らかじめおつしやいましたが、一応當

時におきましたは、あの程度の延納が

ぜひ必要であつたわけであります。結

局、買手が強くなりますと資金の回

収は遅れますし、売手が強くなります

と資金の回収は早くなる、その意味に

おきまして、われ／＼の方といたしましては、もつと納期を延ばすとか、もつ

と納期を縮めたらいいじやないか、いろいろな意見があるわけでござります

が、事業をやる方の関係からいたしました。それがその都度、その都度で

延びてみたり縮んでみたり——これは

いたしていなかったのでございまして、同時に

割当が行われているかどうかといふうち

の問題にかかるわけですが、この点につ

いては、政府といたしましても十分検討

もちろん法律の許される限度の範囲でござりますが——、いうのもいかがだらうか。やはりある程度の安定性が必要ではなかろうか、こういうことを考えて、その意味からしまして、現状におきましては砂糖会社が確かに相当有利な資金の状態にあります。そのまま三箇月になつております。ただししかしこの点につきましては、現在大蔵省でも実は問題として取上げまして、とにかく先行き当分の間、砂糖が相当強含みである限りにおきましては、三箇月というものをそのまま認めて行かなくていいのじやないだろか。こういう意見も実は相当あるわけございまして、ただあまりそのとき／＼の風向きで動かすのもどうかと思いますし、事業をやつしている人の採算のベ一応十分調べました上でこの問題は処理して行きたい。三箇月を必ずしもわれわれ実行問題として、将来の問題としましてまでこれを固執する意図は実は持つておりません。もう少しこの点は研究させていただきたい、かように思つております。それからなおもう一つ加えて申しますが、先ほど無担保、無利子とおつしやいましたが、これはおそらく小川委員の誤解だらうと思つております。担保はとつております。ただ要するに実質的に無利子になります。これはお説の通りでござります。

○小川(農)委員

これは今あなたが答弁してください。だすつたんですが、砂糖の業界が非常に困難な時代があつたことは認めるのです。困難な時代があつたから三月の延納を認めた。今日のよう

に、近年非常に厖大な砂糖資本がますます増大して行くといふ中で、何も二

三箇月にならうとしている。こういう状態を、あなたの方は、法律はどうであ

るか、やめて行つたんだから当然だといふふうにやつておいたら、世間は、それかもこの製糖会社が、一砂糖商にしか

すぎなかつたものが、日本一の製糖会

社にならうとしている。こういう状態

を、あなたの方は、法律はどうであ

るか必要はないじやないか。世の中では

もつと非常に困つておる人があるのだ

から、そういう点をもつと一月なら一ヶ月くらいに、あるいは一月半なら一月半に引下げてもいいのじやないか。それだけ国庫が違つて来るのだからそうすれば、じやないか、こういうふうに私は考へて、ぜひこれは御研究願いたい。

そこで砂糖会社の——これはあなた

の直接関係じやない、むしろ食管の方にお尋ねすべきことなんだが、この十九の製糖会社の中で、二、三年前まで

は一砂糖商にしかすぎなかつた製糖会

社が、今では日本一の製糖会社になら

うとしているわけであります。そして戦前から非常に困難の中砂糖の仕事を開拓して来た業者を非常に驚かし

ているわけだが、この製糖会社の重役

陣を見ると、中央の国税局から一人、

日本銀行から一人、地方銀行から一

人、こういふうに重役が送られて

いる。そしてこの会社は八百万ドルの外貨の貸付を受けて設備を増大してい

る事実がある。こういうことがあるか

ら、製糖資本と政党なり官僚なりが世

に就任をしておられるということを述

べられたのであります。このことは折しも砂糖価格の形成並びにこの砂糖会社の高利潤がいろいろと政治問題になつております。立場上、まことに重大なつております。公務員がそういう営利会社の重役をする場合は、当然公務員の

営利企業に対する就職制限に関する規則等がありますので、はたしてその規則の規定通り就任手続が行われておるかどうか、この問題は重大であります

ので、すみやかにこの問題をつまびらかにするために、特別の小委員会等をひとつ設置されて、真相の糾明をされたいという動議を提出いたします。

さらにもう一つ動議を提出いたしま

すが、時間が十二時半であります。

お互いに腹がへつて参つております。

議員が慎重審議するのに、やはり空腹のアプローマルの状態では慎重審議を欠くと思われますので、この際休憩を

されたいという動議を提出いたしま

したが、まず第一点の動議に対して、

○淺香委員長代理 動議を提出されま

した。

午後二時三十二分開議

○千葉委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

○福田(篤)委員 私はこの際委員長並びに自由党の同僚諸君に心から感謝と一応のごあいさつを申し上げておきました

いと思います。

先ほど本委員会としては非常に重要な法案を審議いたしておる最中でございましたが、例の教育法の問題に関して、われ／＼改進党四人の者が退場されてもらうことに対し、寛大なる御理解と御便宜をおはかりくださいま

す。

○淺香委員長代理 春日君に申し上げます。あなたがきよ／＼御出席になる前に申合せをいたしまして、きよ／＼御承知の通り改進党が総会を開いておられました、全部退席するので、お互に御承知の通り改進党が総会を開いておられたので、ひとつ御了承願います。

○春日委員 それでは、ただいまの動

議はひとつ委員長に対する強力なる要請ということにいたしますから、委員

他一切出さぬという約束をいたしましたので、ひとつ御了承願います。

さらにただいま申しました通り、す

ぐ間に十二時半であります。私は腹が

かよくなっていますから、大蔵委員会の自由党の諸君も、なるほど法案

が、かようなことになつたわけであります。さようありますから、大蔵委員会の自由党の諸君も、なるほど法案

の審議をお急ぎになることはよくわかれますけれども、この時局多端の折からでもありますし、自由党内閣は、大蔵省はもちろん、各省全般にわたつておられますので、政局を安定させ、言いかえればこの危機を乗り切るために、

○内藤委員 先ほど大臣が来られましたので、少しお尋ねしたいと思っておりましたけれども、大臣は御病気で非常にお氣の毒なので差控えていたのですが、主税局長から以下お尋ねするところにお答えいただきたいと思います。

先ほど小笠原さんにお尋ねいたしましたのは、納税のことにつきまして、税務当局が便宜的裁量をしたり、独善的認定をするということのないようにならなければならぬのだということについて、大臣の所見を伺つたのであります。ですが、それはその通りだということの御返事を得たのであります。大体大蔵当局は、できるだけそういうことのないような態度で臨んでおられると思いまます。そこで私は、具体的な問題について——これは決して税務当局の個人の考え方で独善的な認定なり、あるいは便宜的な裁量をしておるというのではなくございません。ただその制度そのものにそういうふうなことがある。一、二の例を申し上げまして、それに対して主税局長のお答えを得たいと思います。それは実はほかでもございませんが、昨年の税制改正において有価証券取引税というものを新しく設けました。そして従来所得税の課税対象でありますた有価証券の譲渡による所得は、原則として非課税所得としてこれを除外されましたのであります。これは所得税法第六条第一項第五号には、同法「第九条第一項第八号に規定する所得のうち、有価証券」云々の「譲渡に因るもの」と定めたのでありますし、有価証券の譲渡に

八号の際外しております。すなわち、営利を目的とする継続的行為によつて生じたものには従前通り所得税を課すこととなつております。実はここで問題になりますのは、営利を目的として継続的に行われたかいかないかということによりまして、税負担に大きな差が出て来ますので、この点について主税局長の御見解をお尋ねいたしたいのです。すなわち税制改正の本旨は、できるだけ不公平なことを避けようということにあるのですが、継続的行為によつて生じたものは課税するということになりますので、しからざるものとの間に非常な不公平が出ておるようになります。これに対し、主税局長の御見解を一応お聞きしたいと思ふのであります。

大分アメリカ等でもそういう考え方方が出て参りまして、これが広がつて行つた。日本の所得税法におきましても、そういうふた意味で、いわゆる一時の所得、それが現在におきましては譲渡所得、一時所得という名前で取入れられて来てること、これまた御承知の通りだと思います。その場合におきまして、昨年の改正におきまして、有価証券の譲渡の所得についての課税をやめた中における有価証券の譲渡の所得、これは補足の点におきましてもいろいろな困難もござります。これは理論としてはとにかくとして、実際的な見地から見まして、これはもうちょっと無理感じないだとうかとしつたような觀点から実はやめたわけでございまして、その機会に、有価証券取引税というものを制定されましたが、これは譲渡所得をやめたから有価証券取引税がその代償だというような意味とはわれくは思つておりませんし、昨年の国会でもそういうふうな御説明を申し上げたときも、有価証券取引税を片方で課税する、少くとも一時の所得である有価証券の譲渡所得につきましては、これは課税しない。そうなりますと、今度は營利を目的とする継続的行為による所得といふものは何か。これはいろいろ法律としてはその通り書いてあるわけでございまして、これをどう解釈すべきかという点につきましては、いろいろな考え方ができると思いまが、少くとも税務官署としては、税務署によりましてその解釈がまちまちになつてはいかぬという意味におきまして、一応の解釈の統一はしております。しかしその解釈が終局的に正し

いかどうかという点は、これは最後まで争うようになれば、裁判所で手続きをめ願う以外にない問題でござりますが、それにしましても、行政官庁としまして、税務署あるいは国税局によりまして解釈の不統一ということは、非常に国民の間に御迷惑をかけますので、この点は一応統一したものをおもちまして、現在の解釈をいたしております。○内藤委員 それでは、私は具体的にひとつお尋ねしたいと思っておるのでありますが、營利を目的とする継続的行為というものは、証券取引法に定めてあります。す証券業者のこと、もつばら營利を目的として証券売買をしておるものだけをいののでありますか、どうですか。○渡辺政府委員 証券取引法によるいわゆる証券業者が、營利を目的とする継続的行為を営んでいる方であるということは、これは反対解釈による所得を得る人が、これは通りだと思つておられます。しかし營利を目的とした継続的行為によつて、有価証券の譲渡による所得を得る人が、これは反対解釈による所得を得る人だけに限るというようにはわれ／＼は解釈しておりません。

ないものであるということになつてお
るのですが、それ以外のものが
あるとするならば、それは証券取引法
に抜け道があるのかどうか。その点を
ひとつお示しを願いたいと思うのであ
ります。

○渡辺政府委員 証券取引法による有
価証券の売買を営んでいるものという
ふうに書いてございます、いわゆる有
価証券業者は、われくの方でも主務
局の方の意向をいろいろ聞いてみたの
でござりますが、有価証券を広く公衆
を相手に売買しているものがこの有価
証券取引業の対象になる。お客様が
特定しませんで、それで店を張りまし
ていろ／＼な人がお客様に来る、そ
れで賣買している。これで取締らうと
いうのが証券取引法の本旨である。従
いまして法文にいろ／＼書いてござ
ますが、この有価証券の売買の場合に
おきましては、そうした公衆相手の売
買というものが取締りの対象になり、
それが有価証券取引法の規定による証
券業者というふうに考えております。
それではそれ以外の範疇で、今内藤さ
んが問題にされようとしておる営利を
目的とする継続行為による有価証券の
売買をするものというはどういうも
のか。これはだん／＼問題が詰まつて
来て、そこに焦点が出て来るわけであ
りますが、われくの方で考えており
ますのは、たとえば私なら私が証券業
者に頼んで株の売買をやつておる。そ
うして株の値上がり値下りによつて一応
の所得を得ておるような場合におきま
して、私は公衆相手に売買するとい
うよりは、むしろ私自身が証券業者を通
じて株の売買をしておるわけなんで
で。それが一年に一回、二回といった

きわめてまれに売買する場合ではなくて、いわゆる株で飯を食つておるといった姿において売買をしておる。これでは証券取引法の取締りの対象としては、法律の本旨からいつて、そこをねらつておるわけとは思つておりません。藏大臣の許可とか許可でないとかいう問題を対象にしておりません。しかし税法の立場から見ますと、始終株を売つたり買つたりしておる。そうすればそれはやはり當利を目的とする継続的行為にあたるものではないだらうか。従つてこういふものは証券業者でなくとも、當利を目的とする継続的行為によつて証券の売買をして、そこに所得を得ておるもの、こういうふうに解すべきではないかという解釈をしております。

○内藤委員 問題は実はそこにあるのでありますと、そういう業者でないもののを業者であるかのごとく税法で取扱うということは、何か法的な根拠がなければできないわけであります。それをそつ取扱う法的根拠がありますか。

○渡辺政府委員 業者というふうにおつしやいますと、この場合には多少話がめやつこくなりはせんかと思つております。普通業者というと、証券取引法の取締りを受けるものが業者といふふうに言われておりますが、こういふ證券取引法の取締りを受けないものであつて、証券会社を通じて証券売買をする、それも年に何回といったまことにやるのはなくして、株屋さんの店頭へ行つて、証券の値段の動きを見

ながら売つたり買つたりしておる、これは証券業者ということは言えないと思います。しかし營利を目的としておる継続的行為の範疇には入る、こう便釈すべきではないかとわれ／＼は思つております。

○内藤委員 それではもう一つ細り下げてひとつお尋ねいたしますが、あなたの方で營利を目的として行われたかどうかという区別は、何を標準として考えられるのか、またいかなる程度でもつてそれが継続的行為だと言われるのか。この点をはつきりひとつお示しをいただきたい。

○渡立政 府委員 営利を目的としておる標準といふのは、通常の場合売つたり買つたりしたことから、現実にもうかるか損をするか、これはいろいろくらうかと思いますが、そういう証券の取引をしておることは、これによつて所得を得ておるだらうということです。一応われ／＼の方としては、營利を目的としておるというふうに考えるべきだと思います。それで継続的にやつておるというのをどういう標準で見るべきか。これは具体的に見て参りまして、またほかの理由によりましてもそれが継続的であるということを、税務署もそう考え、納税者としても自分はそう見られてもしよがないといふよう、争いがないことがはつきりしていればこれは問題ないのです。しかしこれがなかなか／＼はつきりしない場合もあります。現在はつきりしない場合の標準としましては、一年間に大体五十回以上株を売つたり買つたりしておる。かつ取引の総株数が二万五千株以上、この程度の取引をしていれば、その回数から見ましても、株の扱い数

から見ましても、一応營利を目的としておる継続的行為とというものに当るものではないだらうか。しかしこれも、のではありますまい。たゞ別でござりますが、これだけの回数、株を譲つていれば、一応營利を目的とする継続的行為というふうに解釈すべきでござります。これは税務官庁としての解釈でございまして、それが訴訟になつて、それで通るか通らないか、これは別問題でございますが、われくの方としましては、一応常識的——常識的というのをわれくだけの常識かもしませんが、それくらいに考えるのが間違つてないところの解釈ぢやなかろうか、かように考えております。

○内藤義員 直税部長の話はわかる
ですが、株の売買といふものは、その
きの景気不景気で波がある。非常に
景気のときはそろであつたかしれま
んけれども、そうでないときはまた
うでないということになつてゐるの
す。あるときの現象を押えて、五
回、二万五千株といふものをきめら
て、これが法律か何かならば修正す
といふこともございましようが、あ
たの方は一つの基準を示しておるだ
うことです。これは規則でも何でも
い、そういうものをあなたのことろ
なか／＼御変更なさらぬというところ
に、実は務局が獨断的に納得す
ことが多いので、この問題が起きて
るのでやないかと私は思うのであり
ますが、それはそのときの状況により
して、別に理論的根拠もないのです。
ら、御変更なさるのでございましよう
ね。ただそのとき、あなたのお感
は、このころはこんなものだといふ
けなのでですから、そのときの経済状
で動かしながら、動かしながらの
のか、実際問題としてその点をお聞
せ願いたい。

に応じて毎年々々改訂するといたしますと、ことしはもつと基準を下げなければならぬ、こうすることにもなるかと思われますが、その点は先ほどお話をしましたように大事をとりまして、あいまいの事柄について、継続的の行為と見られる人があまり多くならないようという考慮から、株の取引の一番はげしいときをとつておるわけなのであります。従つて今後の問題といたしまして、二十七年以上に株が非常に上りまして、取引も旺盛になつて来る、そうして今二万五千株、五十回という基準でありますと、ほとんど大部分のものが難所得ないし事業所得になるというような事態が参りました場合に改訂を考慮いたしたい、かのように考えております。

○内藤委員 今の点はそれで了承いたしておきます。

そこでもう一つ、主税局長にお尋ね

したいと思いますが、公務員とか、あ

るいは団体、銀行、会社の役職員など

は、ほかに証券業以外の職を持つてお

ります。これが自分の資産の運用、利

用のために、株式を買受けたり譲渡し

たりする場合、これは課税対象になら

ないと思うのであります、念のため

お尋ねしたい。

○渡辺政府委員 きわめて常識的にお

答えすれば、それはならないと、むしろごく大きづばにお答えしていいと思

います。ただしかしそういうような人

でありましても、どういうかげんか知りませんが、非常に株に熱心で

あつて、今国税庁の方から申しました

ような、五十回二万五千株以上の取

引をなきつていらしやるといふ場合に

君は審議の促進方をはなはだ強調して

おきましたは、一応他の職業がどう

あるということに關係なしに、その方

は、その間にやはり當利を目的とした

継続的事業をなすつていらつしやると

いうふうにわれくは解釈しております

す。ただ普通の場合は、内藤委員がおつ

しやつたよな職業についていらつし

めつたございませんから、たまに何

回か取引なさるというのは、今の中準

は、質疑ができないわけでありますか

か。これではわれくは、審議を促進せ

ります。今なお御出席にならぬ。一体

やつたよな職業をして、當利を目的とした組

やる方がそういうことをなさることは

ありますか、ひとつ責任者から御答弁を求

めますか、ひととおりお尋ねいたします。

○内藤委員 こういう問題は、どちら

かと申しますと、税務当局の認定の分

量が非常に多い問題なでありますか

ないか、かように考えております。

は十分御考慮いただきまして、問題の

十二分にひとつ問題の起らないよう

御心配をいただきたい、こう思うので

あります。

○渡辺政府委員 内藤委員のお話はご

ともあろうかと思うのであります。

十二分にひとつ問題の起らないよう

あります。これは法律の不備などと

ても、この制度そのものによつて、脱税を行わんとするその不正行為をどの程度牽制することができたと考えておるのであるか、徵稅の經驗等からかんがみてこの制度の収めたところの効果、それからその弊害、こういうもの果、ひとつこの機会に明らかに願いたい

○渡辺政府委員 第三者通報制度の問題は、税の執行の問題と直接結びつゝ、と思うのであります。

題に、税の執行の問題は留まることなく、その利害得失等についておりますから、その申立ては、平田国税府長官からお話を申し上げた方がいいかと思いますが、われわれへといたしましても、国税庁の管下において行われております第三者通報を見て参りまして、確かに当該納税すべき人が免れてはいる、そういった場合におきまして、この第三者通報が相当効果を持つこともござりますが、同時に、今度は逆に、第三者通報そのものが場合によつてはいわば職業化するといったようなことになつて参りますと、むしろこの制度はおもしろくないうのじやないか、利得よりもむしろ害なり失の方が多いのじやないだらうか。それともう一つ、現在におきましてだん／＼税務の機構も整備して参りまして、こうした第三者通報を待たずしてなお相当の効果を上げ得るということになりますと、この制度はむしろやめた方がいいのじやないか、こういふ結論で、これの削除を御提案している次第でございますが、実際の執行と非常に結びついておりますので、その点につきましては国税府長官からお答えいたします。

おきまでは、実は大部分が通報の資料によりまして査察などを行いまして、相当実績を収めて来たことは確かにあります。しかし、その後だんくらで、さりとて、さらにはいろいろな予備調査をいたしましたのであります。通報によりまして実際に調査に着手するケースはたしか二割から三割くらい、あと大半は、他の税務の普通の調査に際してわかつた資料に基きまして、いろいろな予備調査をいたしました。それに基いて査察に着手する、こういう傾向になつて参つております。従いまして、私ども率直に申し上げまして、この制度があればあつただけ、それだけ効果があることは認めるのでござりますが、その反面今主税局長から話しましたように、いろいろ変な動機でなされる場合が、実は率直に申し上げまして、遺憾ながら相当多い。ことに職業的に利用される向きが一方においてはある。そういう場合におきましては、もちろんそれ自体としましても、それは、ただの効果は生ずるわけですがござりますが、そういう点をあわせ考えますと、今後におきましては、こういう法律上認められた正規の通報制といふことによらずして、査察行政は大体やつて行けるのではないかという見通しを実は立てるような次第でございまして、その点はこの制度をやめたから非常に仕事がむづかしくなるとか、あるいはなすべき漏税の摘発ができないということは、まず今のところなかろう、こういうふうに考えておるわけであります。

せん。二十七年度におきまして通報を受理しました総件数が三千三百六件でござります。これは通報だけではなくて、普通の法人等について査察されましたものを含んでおります。その通報に基いて若干の調査をいたしまして、更正決定などを行いましたのが三百九十五件、税額で六億四百万、それに對して報償金を実際に交付に値するといふので出しましたのが二百一件、報償金の額は一千五百万、こういう状況になつております。先ほど申し上げましたように、今後においてはかうような法律上認められた制度といったようなものではなくても、あるいは事实上いろいろ通報して来る場合もあると思いますが、それは確かに一つの資料にならうと思います。それよりも、むしろ税務の側におきまして予備調査等をさらに合理的に精密にいたしまして、査察の対象を慎重に選定して行くようになつたい、こういうように考えております。

○春日委員 そういたしますと、ただいま御答弁によつて明らかにされました通り、二十七年度だけでもつても、その通報を受付けた受理件数が三千三百六件、しかも現実にあなたの方が御調査をなすった件数が千二百九十五件であつて、脱税が行われておつて、その通報によつて更正決定が行なれた税金が六億四百万、これは実に龐大な成果が上つておるのではないかと思うわけであります。従つて私がこの機会に考え方せらることは、こういうよくな法律によつて、憲法三十条で厳肅に規定しておるところの国民の納税の義務を怠り、不正な手段によつて脱税をしておる人々を制裁する規定が今まで現実に行われて参つてそのことはまた脱税の防止のために相当役立つたのであり、しかも脱税した人々に対してこれを更正決定することによつて、この税収を確保する、すなわちその不正、不備のものと公正なものとの權衡を保たしめるという制度として、これは私は相當効果があつたのではないかと思うのであります。ただいま自由党の諸君が、ばかにつまらない質問なども、少くともこの制度によつて不正なるものを、脱税を事前に防止できることに満たない質問でありますけれども、おつしやつておりますが、これは大事業、大法人にしてみれば、まことに抽象的には間違ひはないと信じております。

から、当然納付すべき税金を納付せしめる、こういうような法律がそなばかげた法律だとは私には思われないわけなんです。

は、道徳と徵税能力との関係においても、これは必ずしもそういうような制度がすでに必要になつたというような証明はここでは立たないと思う。すなわちだいま渡辺主税局長は、職業化するのをおもしろくないから、他の一つの理由は、これなくとも効果が上るというこの二つの理由によつてこの法律を廃止されんとしておるのであります。ですが、一つは職業化した事例はないところで、そんな職業化した事例はないと国税府長官はおつしやつておる。同時に他の一つの理由は、これなくとも効果が上るとおつしやるけれども、現実には二割以上のものが、百人の申告者のうち二十人以上のものは更正決定をせなければならぬ。しかも税額に算調書の中に明確に示されておるところではあると思うであります。すなわちこの第三者通報制度を廃することの理由といふものは、二つともこれは証明を受理された件数が三千件も越えるような厖大な件数である。しかも調査してみるとはたしてその通りの脱税が行われておるという現段階において、こつた範囲内では、これはわれくは納得するような理由ではあり得ないのです。しかもその理由たるや、今伺重ねて御答弁をやりたいと思います。

したのは、たとえば探偵社とか、そういうもののがいる／＼私の過去においての経験から見ましても、はつきりちゃんと根拠につかんだというよりも、割合に漠然とした意味の通報をしまして、それに共にしてこの跡始末はどうなつたといふうなことを相当言つて来る事例があるわけであります。従いまして、先ほど国税庁長官から申し上げました数字から見ましても、実際に参ります通報と、それの利用できる通報との間には相当の隔たりがあるといつたような事例があるわけですが、そんなような意味を私は相当の額に上つております。これは順職業化云々といったような用語で申し上げたわけであります。なるほど現在までにおきましては、更正決定の額は次改善されて行くことを期待しております。先日もる御説明申し上げましたが、われくの方の積算におきまして、更正決定の額と申告の額とをわけて積算しておりますのは、当初において、申告の額から一応の見積りの出発をしておるがゆえにそうしたわけでありまして、本年度においても必ずこの程度の更正があるといったような意味のものとは必ずしも思つておりませんが、しかし同時に相当改善はされて來ておる。といつて更正決定が全然なくなるまでにはまだ相当の時間がかかるんじやないか、その点は春日委員のおっしゃる通りでありますが、先ほども平田長官が申し上げましたように、最近における査察の事務が、どちらかといいますと第三者通報によりますよりも、国税庁の内部の関係による資料で

もつてむしろ動いておる。またそれは全体のバランスをとつて査察をやつて行く上におきましても適切な行き方ではないだらうか、そういう方向に向かうとかねてからしており、漸次その方向に向かうとかねてからしており、漸次その方向に向い得る態勢になりましたので、この機会において、いろいろな批判が申上げておる次第であります。

○春日委員 私がお伺いをしたいことは、とにかく社会でどうぼうや人殺しがあれば、その被害者は当然のことではありますようが、しかし国民党といえどもそれを警察なり適当な機関にこれを告訴する、これは当然の道義であると思つわけあります。そこで乏しい年間何百万円というような交際費を仲からみながらのくしぶりとられるような形で税金を納めておる。これが大法人がすばらしい経営をしておる潤が上つておる。それを隠匿しておるということを知つた國民が、この不道德な、この悪虐なやり方に對して義憤を感じることは当然であろうし、その事柄をそれ／＼の徵稅機關に通報するといふよくなことは、私は大して弊害をもたらすものではないと思う。私はこの一つの法律ができるためには容易ならざるところの経過を経なければなりません。ただいまあなたの御答弁にならないと同じように、その法律を廃止するには、何人も首肯できるだけの一つの理由がなければならぬと思うのであります。ただいまあなたの御答弁によると、三千三百六件を受理しました通告が行われておつて、信憑性に

欠くものが多いということでありまつたけれども、現実にはこの法律によつてとにかく千二百九十五件というような調査が行われて、調査の結果六億円を越えるような大きな税収入がここに確保されておるのでございます。このことは十分重視しなければなりません。社会正義のためにも、遵法精神をさらに高めて参りますためにも、そういうような憲法の規定を踏みにじるような、しかも厖大利潤をとつておつて、なおかつそれを虚偽の申告をするような、そういう不義不徳な人々に対しても、他のこれを知つた者に通報させるというような法律を残しておいてどこに被害があるでございましょうか。たゞ日本国税庁において機動力が完備しておらなくてもいといふことなら、これはまことにけつこうなことではあるが、さらにその能率に加えて、こういうような不義不徳の人々の摘発に対する國民の協力を求めるという態勢が、この徵稅方式の上に弊害をもたらすものでは私は断じてあり得ないと思う。私はかくのことく確信をするのであるが、これに対して植木政務次官はどういうふうにお考えになつておるか、御答弁を願いたいのであります。

は約三割弱、二割五、六分に当ります。それから通報の件数は、二十六年度が五千百一十三件、二十七年四月が三千六百四十一件、こういうふうになつておありますし、私はやはりいろいろ方向に行くのがいいと思つておるわけでございますが、もう一つことはをつけ加えて申しますと、今春日暮里のお話のように、確かに私ども義務感を感じて、脱税者を通報するということに対しても敬服に値すると思うのです。そのこと自体純粋にそういう気概だけから出でおりますれば、そういう制度も非の打ちどころはないと思うのです。その動機によりまして行われる場合が相當多い。もちろん結果はいいことに違ひないと思うのですが、部内で会議でけんかして、その結果とばかりが来ておるとか、あるいはなのはだしいのは、親類と申しますか、内輪の者が、いろいろの事情で対立関係からしましてそういうふうになるといったような場合も、職業家のほかに実はあるのでございまして、そういうところまで利用してやらなくても、私どもみずからの方で、ここまで来ますればやるのが常識的ではなかろうかということを、実は国税庁といたしましても感じておるわけであります。ことに報償金というものが権利としてくつくるといふのが制度化の一一番大きな点であります。今後におきましても、春日暮里委員のお話のような義憲を感じて投書をよこすといふようなことは、もちろん

んこの制度がなくなりましても私どもは相当出て来るのではないかと思いま

すか、そら、いろいろな貴重な資料は十分資料いたしまして、賦税の公正な摘要と処理に遺憾なきを期したいと思つておる次第でござります。

○植木政府委員　ただいま平田政府委員がお答え申し上げた通りでありますて、私もこの第三者通報制度につきましては、法制上こうした勧奨と申しますとか、報償金を出してこういうことが行われるような制度にしておくことは、あまり好ましい問題ではないと思ひます。先刻申し上げております通り、税務の機能もだん／＼整つて参りましたし、経済界の実情も、終戦後の混乱から、さらにその後のインフレのどん／＼進みます際、あるいはさらにこれが防止のためにいろいろ経済界に大きな変動がございましたが、こうした時代に比べますと、今日はだん／＼安定して参つておりますし、

かような時期において、いわゆる報償金を出してこれを奨励すると申しますが、この制度をお繼續けて行くことは、もはやその時期ではないのではないか、かように考えます。のみならず、私ども長く税務職員をやつておったこともございますが、こうした制度がなくとも、仰せの通り正義の士はどんどん忠告もしてくれます。あるいは週報も入れてくれます。こうしたものを受け得る限り利用して、一方税務機能の十分な充実を期して参れば、財税を防止することも可能である、かように考えておる次第であります。

が、私がただいまこの質問を始めましたら、あなたはまことにつまらぬことだ

との不規則発言をされたたのであります
が、はたしてこの第三者通報制度に関する法律の審議は、まことにつまらぬ質疑であると今もなおお考へになつて

○議事委員長代理　お答えいたしま
す。私はそういうような失言をした記
憶はありません。

○春日委員　ないということでありま
すので、深くはこれをとがめず質問を
いたします。

○議事委員長代理　お答えいたしま
す。私はその点を委員長から御答
弁を願いたいと思うのであります。も
しもこの所得税法並びに法人税法に関
するこの真摯な質問がまことにつまら
ぬ質問だとあなたがお考えであるなら
ば、その委員長のもとにおいてわれわ
れがこの質疑を続行することは、どう
かと考えられますので、この点ひとつ
委員長から御答弁を願いたいと思うの
であります。

たたいま平田長官の御答弁によりますと、この通報制度によつて納めた税額は六億何がしはあるが、しかしながらその額がまことに多いということであり、こう御答弁でございます。そこで考えられますことは、子なわち脱税の額がまことに多いということになります。二十五億の査察によつて微収されたところの金額たるや、これはまさしく脱税ではありませんか。二十五億というのは申告していないのだから、査察によつてこれがあげられた税金であるから、これは脱税者がそれだけおるといふことなんである。だから、脱税者がいたいへん多いとするならば、この脱税者を防ぐためのいろいろな措置が必要となつて来るであろう。その一つ

の措置として考えられたのがこの第三通報制度であろうと思う。現実に一

十五億が警察によつてあけられてゐる。しかも通報によつて六億があつてゐるといふ。こういうような百鬼夜行といふ、脱税が非常に横行している

この段階において、この制度を廃止するというようなことについては、われはまことに納得ができないのである。しかのみならず、ただいまの長官昇るの御見解によりますと、その他の動機が好ましくないという御答弁でござります。その他の動機の中には、そこを解雇されたところの従業員が私怨に基づいてその会社の内容を暴露する場合がある、これは好ましくないといふお話をさらにはまた親戚同士が不和になつた。そして相手の内情を知つているがために、その相手方が報復的手段としてそういう通報をすることも好ましくない。国民道徳上、一面においてはそういうようなことは好ましくない。

考の方のもとにおいて、その他の動機に
対してあなた方が今のような感じをお
持ちになるというようなことは、私は
もつてのほかであろうと思う。何人と
いえども法律に定めた通り納税する義
務があるのであるから、その義務を果
していないところの人々に対しては、
その人が脱税しておればそれだけ他の
人が重く負担をしなければならぬ。從
つてその犠牲者たちがその不心得な脱
税者を通報することは、これは私は公
正な行動であろうと思う。(「不道徳だ」
と呼ぶ者あり)今そういうような者は
不道徳だと山本君が言つておられるけ
れども、そういうような者は大企業の

傀儡である。すなわち大企業者が自分の好ましからざる男を解雇する、使用人

を解雇する。そうすると、その男からの会社の内情を知つてゐるので、こういう脱税が行われてゐるというようなことを通報する場合があるであります。

う。そのことは、企業の経営者にどう
てははなはだ痛いところをつかれる形
になるので、こんな法律があると、困
った通りの不当解雇をするあとでひ
どいしつ返しを受ける、これを廃止
してくれといふよなことを、山本君の
のよくな人に、あるいは特に依頼があ
つたりなんかして、そうしてこういふ
法律改正というよな形になつて來た
のではないかとすら私は考えられる。
すなわち現実にその脱税がじやんく
行われておる。査察をすれば二十五億
出て来るし、通報によつて調べてみれ
ば六億何千万円というよな金が出て
来る。従つてそういう制度を残してお
くといふよなことをしないで、すな

われが財産者を保護するというようなことをあなたが立法して来るという手があるかもしれませんか。現在いろいろな増税が行われようとしておるではありますまい。織維には課税しようとしておる。砂糖の増税、タバコの値上げ、酒の値上げ、電気料金の値上げ、こういうような大衆生活に大きな負担をさせるやうなものには、それだけの国費をまかなければならぬからだ。それなのに、一方不正な申告をしておるところの厖大利潤の所得者が脱税しておる場合に、それを通報するというこの法律案を廃止するといふ、そのような時代に逆行するような、現在の税法改正の首尾一貫を欠くような改正法律案を提出されるということは、われくまことに

に合点が行かない。一体これはどうした理由によつてこんな法律案が出てこ

○植木政府委員 今回の第三者通報事件たるものであるか、もう一べん植木政次官からこれは御答弁を願わなければなりません。

度の廃止の原案を立てました理由は、先ほど来申し上げたことを繰返すのではなくかもしませんが、報償金を乞うてこうした通報を奨励するようなことをつづくようになる条文を残しておきことを適切でない、かような見解に基くものであります。

の動機になる」とも、従来といえども、あつたのであります。しかし今日この状況になつて参りますと、税界の機能もだん／＼充実して参りましたから、この制度を廃止いたしまして税務行政をやつて行きましても、何ら不都合なことは起らない。脱税が行われるような場合におきましては、いろいろな今日の直接、間接の資料調査によつて十分にこれを調べて行くことができるだろう、おおむねこうした確信を得たからこの制度を廃止する、かような次第でござります。

二七

卷之三

Digitized by srujanika@gmail.com

10. The following table gives the number of hours worked by each of the 100 workers.

そこで私はお伺いをしたいことは、結局これは大企業の脱税擁護の法律になりはしないかということなんですね。質問の核心はそこにあります。といふ

ことは、現実に査察をすれば脱税が毎年
われておるのです。それだからそろ
うような脱税をせしめないために
法律がある。何人といえども、人を賣
つて商売をやつておる人は、そうい
ふ不正なことを行えは、結局第三者を通じ

制というような水も漏らさぬような程度があつて脱税はできないようになりますぞといふ、すなわちこの手の得税法における五十四条、法人税法における四十一条は、この税法に対してとて

思う。一方において苛酷な大衆課税を強行しつつ、片一方においてはこういうう脱税に対し、脱税しやすいような便宜、便法を講じようとしておることは、これは国民何人といえども義憤を感じざるを得ないところであろうと思ふが、この問題については何べん言つたところで同じような御答弁でござりますから、これはわれへ／＼社会党といつしましては、断じて承服でき得ざるものであるということを十分この機会に述べて、次の質問に移ります。

そこで先般国税庁から税金に関する輿論を調べましたプリントをちよつと読んだいたしましたが、それをすつと読んで参りますと、その中で結論として答申されておることは、課税されおる低額所得営業者の数の多いこと、これが最も太い文字で書かれておつたと思うのであります。政府は低額所得者に対する減税をいろいろな面を通じて十分断行しておるのだというよりなことを言つておられるけれども、現実にはこれらの全般的な輿論調査の答申は、また申告所得税においてその課税をされておるところの低額所得の営業者の数が多いことがそこに述べられておるが、これに対して所管国税局長官はどういうような考え方を持つておられるのであるか。どうしたらこの低額所得の営業者を課税の対象からはずすことができるお考えになつておるのであるか。この点をひとつお伺いいたしたいのです。

いうことでございましたことは、春日委員のよく御承知の通りかと思います。その結果といたしまして、納税人員も一時に比べますと相当減少いたしております。これも事実でございます。ことに農業所得者の平均所得水準が非常に低くて、しかも家族が多い世帯、こういう世帯は猛烈な減り方をいたしております。昭和二十四年度にはたしか三百七、八十万人人であります。納税者が、今年は災害等の関係もありまして、百万以下、八十万くらいに減少しておるような状態でございます。それから中小の営業者の場合でも、数字を申し上げてよろしくござりますれば、申し上げますが、相当減少いたしております。しかし減少したとはいへ、戦時中に比べますとまだノーノ非常に多い。これはもう申し上げるまでもない事実でございます。しかも平均以下の所得層が相当数多いところからいたしまして、相当多数の納税者がやはり所得税を納めておるということは、これはもう厳然たる事実であると思います。従いましてこの点につきましては、財政事情の許す限りにおきましても、やはり基礎控除なり扶養控除を引上げまして、低額所得者の負担を緩和するということは、私はしぐく当を得た処置でございましょうし、また今度の改正案におきましても、苦しい財政の中から、そういう趣旨の所得税の改正が行われておるよう拝見いたしておりますのでござります。徴税にあたりましては、もちろん当然のこととございますが、所得の大きいものから丁寧に調査をする。しかし小納税者といえども、やはり勤労所得が源泉で差引かれておりますので、負担の均衡を期する

○春日委員 今回税制調査会の答申案に基いて、基礎控除、扶養控除というようなものがいろいろと引上げられておりまして、従つて標準家庭における免税点といつものは、ずいぶん上つておると思うのであります。ところがわれわれが二十七年、八年、九年、これは特に申告所得税について調べてみたのであります。二十七年度においては、補正による減等を含めまして八百三十九億、二十八年度は、補正による減を調整いたしまして七百十三億でございまして、申告所得税の税収予算額が三百十三億、そこで昨年度のその税収から、本年度は基礎控除その他青色申告等について格別の控除の措置が講ぜられておりますので、相当減税が行わなければならぬのであります。しかもところ二十八年度の七百十三億に比べまして、本二十九年度はいろいろ減税措置を講じたのだ、そういうことを言つておられるけれども、税収予算額といふものは七百十九億八千二百五円、これは相当の増収を考えなければならない、こういう予算が組まれておるわけでござります。こういふことは、すなわち免税点のボーダー・ラインにある人々、大体これを十七万円と見るか十八万円と見るか、いずれにしてもそのボーダー・ラインにある人々は、普通ならば免税になるのだ、課税対象外になるのだが、しかしこれは税務署の方の手心でどうにもなるものでございまして、たとえばあなたの方の

便宜の手段として、現在お知らせの制度があるのだが、現在十八万円の所得を課税対象にしておくならば合点が行くのだが、現実には去年は十八万円、二十万円であったのが、ことしは二十六万円だ、三十万円だといふようにお知らせが発送されております。そのお知らせを納得しない者には、手続きもしく更正決定をもつて臨むうとしておる。そうすれば、この減税というものは何にも意味をなさないではないか、そういうような方法を講ずることによつて、税の徵収権、決定権を行使することによりて、現実には昨年度よりも相当額の増徴をする、ここに疑問を持つわけであります。制度としての基礎控除、扶養控除の引上げにもかかわらず、現実にはこういう増徴が行わるのであるが、これは一体どういう操作によつて増徴を見込んでおられるのであるか、この徴税の現場を担当されておる国税庁長官のお心構えを伺つておきたいと思うのであります。

くらいの納税者になると、うつことやうございます。

それから営業所得者につきまして申しますと、二十三年年度が二百三十六万六千人、二十四年年度が二百三十四万人の納税者、それから二十七年の実績は、百三十三万人の納税者に減つております。百万ほど減つております。二十八年は見込みでございますが、百二十四万人程度に減る、こういう状況でございます。

それから先ほどお知らせとか、更生決定のお話がございましたが、原則論を申し上げて恐縮でございますけれども、所得税はやはり実際に所得を把握する、納税者に実際の所得を申告してもらう、税務署においても、実際の所得をできるだけよく調べまして、申告指導もあり、更正決定もやるという建前でございます。この四、五年来やはり年々所得があふえております。これは昨年におきましても、やはり一昨年に比べますと、何と申しましても売上げ等を調べましても、あえておりますし、精密な調査をいたしました納税者の場合におきましても、的確に所得のあえておる納税者が多い。しかし全部ではございません。従来ややともすると一律になる弊が多い、という非難もございまして、本年は特にその点について注意させたような次第でございます。やはり所得がある程度あえますと、控除が引上げになりました場合において、所得があふえない場合はほど減らない、これは事実でございますが、しかし年々所得があふえまして、なおかつ税法の改正の方があれに先走つて、それを越えて引上げられておる結果が、先ほど申し上げましたような数字になつておる次第

でありまして、その点御了承願いたい
と思うのであります。私は、あくまで

申告により納税者に記帳していただき
かける、それの一一番いい方法は、書色
すから、税務署が更正決定をやる場合
におきましても、あとで帳面のどこが
悪い、どういう点が計算違いであるか
ということを指摘しないと、更生決
定ができない、こういう納税者の課税

も所得税は実際の所得を把握して税をかける、その一番いい方法は、青色申告により納税者に記帳していただきて、それに基いてやる、それありますから、税務署が更正決定をやる場合におきましても、あとで帳面のどこが悪い、どういう点が計算違いであるか定ができない、こういう納税者の課税上の非常な大きな武器に実はなつておりまして、私の方からいたしまして、帳面なくして概計で推定課税するのでは、どうしても真相がつかめない、やはり帳面についてそれを丁寧に計算いたしまして、適正なる税額を把握するというのが一番よい方法だと考えまして、最近特に青色申告の増加に

力を入れておる次第でござります。昨年簿記の方法も思い切つて簡素化いたしました関係上、約二倍くらい青色申告が増加しております。今度この税法改正で、さらに妻控除を認めていただけはになりますから、この法案が通りますれば、さらに四月一ぱい増加運動をいたしまして、そういう正しい課税ができる方向に一層努力いたしたいと考へておる次第でございま

〔委員長退席、淺香委員長代理着席〕

席

必ずしも十分な人間でございませんので、すべての納税者に収支の精算的な調査ができるかということですが、ざいますと、これは遺憾ながらそこは行つております。でございません。が、大体毎年九月ころから調査に着手いたしまして、一月ごろまでに相当なる納税者につきまして、ある程度丁寧な調査をやります。丁寧な調査のできない納税者につきましても、戸順調査とか、あるいは探聞調査とか、いろいろな方法によりまして、できるだけ帳面のない納税者につきましても、雇いの状況なり、あるいは商売の状況等を個別的に調べまして、そういうのをまとめていたしまして調査額をきめる、応きめたのに基きまして、実は今申告につきまして、こちらといいたしましては親切のつもりでお知らせいたしておりますが、しかしこれはもうわけでござります。

もう一ぺん税務署で調べますが、それでもなおかつ御不満の場合は、審査請求になりますて、税務署外の国税局に直属いたしております協議団で、比較的老練な者がもう一ぺん調べ直して、できるだけ公平な課税をするという手続に実はなつてゐるわけでございます。お知らせというようなものは、そういう意味のものでしかないということを御了承願いたいと思います。しかしどきれば、こういう方法はできるだけ将来は幅を少くして行きたい。青色申告者についてはそういうことはいたしておりません。事前に決算書等を見まして、自發的に正しい申告が出るようになるといたしております。それで相当の成績をすでに收めつゝございます。従いまして、青色申告がふえますれば、おそらくお知らせといったよな便宜の方法も漸次少くすることができるのです。

るということことは、すでに事實調査に基いてお知らせをお出しになつてゐるかどうか。的確なる所得に対してもこれを課税対象とするのだ、こういふことでござります。だとすれば、それが正確な所得であるかどうかといううところには、やはり事前の厳密な調査がなければ、お知らせなどといふものでしてこんな調査が行われておるのであるかどうか、この点をひとつ明確に答弁願いたい。

○平田政府委員 簡単に申しますと、もちろんできるだけの調査をいたしましたが、私は一緒に行きまして、どうも調査をしているかづきに見て、ただくのが一番いいと思ひますが、

お査定のところ、そなへん更正決定でも何でもございませんので、そういう法律上の効果は全然ありません。お知らせ額に御不満の旨には税務署に来ていただきまして、よく説明をし、お互に話をいたしまして、正しい申告が出来るようにいたしております。それでもどうしても話がつかない納税者が相当ございまして、今までどうぞそういううなれ税者につきましては、必要に応じて、最初に調査した事項以外のこととを本人が申し立てられまして、もつともな節があるような場合は、さらにもう一度調べまして、そして修正申告なりの指導をいたしておるわけでござります。それで税務署が自信があると思うにかかわらず申告が出来ない場合に更正決定をする。その場合でも、なおまた納税者が御不満の場合は、再調査の請求を正式にやつてもららう。そして

お査定のうれしさは、なんでもございまして、そので、そういう法律上の効果は全般にあります。お知らせ額に御不満の方には税務署に来ていただきまして、とく説明をし、お互に話をいたしまして、正しい申告が出るようにいたしてあります。それでもどうしても話がつかない纳税者が相当ございまして、今ちょうどそういう纳税者につきましては、税務署に来て、最初に調査した事項曰く、外のことと本人が申し立てられて、もつともな節があるような場合は、さらに調べまして、そして修正申告なりの指導をいたしておるわけでござります。それで税務署が自信があると思うにかかわらず申告が出来ない場合に更正決定をする。その場合でも、なおまた纳税者が御不満の場合は、再調査の請求を正式にやつてもらう。そしてもう一ぺん税務署で調べますが、それでもなおかつ御不満の場合は、審査請求になりますして、税務署外の国税局に直属いたしております協議団で、比較的老練な者がもう一ぺん調べ直して、できるだけ公平な課税をするという手続に実はなつてゐるわけでございます。お知らせというようなものは、そういう意味のものでしかないとこうことを御了承願いたいと思います。しかし御れば、こういう方法はできるだけ将来は幅を少くして行きたい。青色申告者についてはそういうことはいたしておりません。事前に決算書等を見まして、自発的に正しい申告が出るよりは、そらくお知らせといったよな便宜の方法も漸次少くすることができるのです。

は、そういう方向に申告所得税の運用を持つて行きたいということで、目下いろいろと努力をいたしておる次第でござります。

たるや、まことに言い得て妙であります。あなた方や税務署員にとにかく何とも権利を与えておらない。お知らせなんて、そんなむちやくちやなことをしてはいけないのです。申告納税制度といふものは、これは現行税法の骨髄であります。申告（よぶ）と思つてゐる。

お考えであるかどうか、この点を責任ある御答弁を承りたいのであります。

○平田政府委員 先ほど親切だと申上げました趣旨を、もう少し若干駆け替わさしていただきまして、説明させていただきたいたいと思います。お知らせは、たまたま申上げましたように、法事上

的に申告をしていただきて、しかもその申告が大体実際の所得に近く、あとで大してトラブルが起きない、こういう方向に行くのが私は理想だと思ってます。従いまして、現状としましてはやむを得ないが、将来はだん／＼幅を狭くいたしまして、こういう事実上の御

○春日委員 現在の日本の政治制度
参考、かように考えて今日まで実行しておるのであります。なお今後の問題としては、これまた長官の由
し上げました通り、この範囲はだんだん狭まつて来るだろう、かように予想いたしております。

あります。申告しないと思つておる。ほくはどうも昨年が二十万円だつたし、いろいろそろばんをはじいて、二十万円以上の所得はない、二十万円で申告しようと考えておる。そこへお知らせがぐつと来る。責殿の本年度の所得は三十万円であります、こういうお知らせが来れば、しかも相手が税務署であります。あなたは親切にお知らせを出すと言つておるが、納稅者は、税務署は御親切な方だと思って、かどうか、立場をかえてお考へなさい。今年は二十万円と申告しようと思つておるのでに、あなたたは十五万円でいいといふようなお知らせが来るとならば、これはえらい親切な話だと思うのでありますけれども、現実にはみんな彼らが考へておるよりも二割なり五割なり、ひ

先ほど申し上げましたように、法律上は別に何も拘束力がございませんので、別段納税者がそれによって申告しないとも、それは法律上の制裁をもつたるものではございません。それから親切と申しました意味は、税務署であります程度調査をいたしております。全然そういう指導をしないでほっておいて御申告を願うと、今までの実際の状況から申しますと、どうもまだ申告所得の本來の動かし方に納税者の方もよくなれておられない関係もございませんて、どちらかと申しますと、低い申告が多く出て来る。そななりますと、あとで税務署が今度修正申告、更正決定というようなことで、爾後に納税者との間に非常にトラブルが多くなる。これは税務署側といたしましても、仕事

狹くいたしまして、こういう事実上の御親切もなくして済むような申告及び調査をするようを持つて行きたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○植木政府委員　ただいま平田政府委員からお答えしましたのを裏から申し上げるようなものであります。このお知らせという問題は、法律で定められた制度ではありませんが、もしこれをやらないで、法律に定めてある通り所定の期限までに自発的に申告をして、ただいて、そうしてそれを調査していく。いろいろ、その事後の処理をするといふことになりますと、やはり事後において税務署との間を行ったり来たり、あるいは税務署が出かけたりということが相当起るわけであります。それを事前にいに、当該年度における当該業況の調査の

○春日委員 現在の日本の政治制度は、その民主主義憲法によつて、あらゆる行政の基本的なあり方ということが厳しく規定されてゐるのであります。そしてこの憲法は、基本的人権のことを最も大きく規定をいたしておるのであります。刑事訴訟法においては、自白を強要することができない、あるいは人殺しやどころぼうや火つけ、そんなものすら黙否権行使することができるわけであります。あしのござるの姿で物事を処理していくことの形式が、ここに規定されておると思うのであります。そこでこの税金の問題についても、所得稅法、あるいはまた國稅徵收法、そういうもので、國が權力を税務署員に付与する場合におけるその行動の限界点というものが、

○春日委員　国会はあなた方に国務をゆだねております。ところがそのゆだねる範囲は、法律の条文にこれを制限列举いたしております。あなたの方の裁量とか、あるいは法律の限度限界を越えて親切を押し売りするとか、あるいはその法律の限度限界よりしりぞいてこれをすきにするとか、そういうような裁量は許しておりません。法律できめてないことを何でやるのでありますか、ただいま平岡君から、そういうよりなことはあたかもいんぎん無礼という言葉が該当するから、この言葉をもつて攻撃しろという助言を得たのですが、いんぎん無礼という言葉

どのになると七割も水増ししたところのお知らせが来る。しかもそのお知らせたるや、国税徴収法においてもどこにも規定していない。そんな権限をあなた方に付与してはいない。付与していないところの権限行使するということは、これは職権の濫用ではないか。基本的人権の蹂躪ではないか。これは民主的な徴税制度をあなた方みずから蹂躪するものであると思うが、植木政務次官はこの重大なる法律規定になじておられるのであるか、しかもこのお知らせ制度なるものを今後も持続する

の能率、運営がうまく行かないおそれがあるのでございまして、納税者側といたしましても、なかなかへんどうくさがないことになりますて、おもしろくない点が多くあるのではないか。そういう状況でございますので、むしろ軽い意味の事実上のお知らせを事前にいたしまして、それに基いてできるだけ税務署に来ていただきまして、申告額について具体的に実話をして、それで申告をしてもらひ、手続をぶんでおるわけでございます。しかしながら所得税の理想から申しますと、今春日委員のお話の通り、そうしたことをやらないで、期限までにはまったく自主

結果に応じて、その人に對して、これくらいになると思いますが、急のため御参考までにお知らせしますと、事前に御通知をすることによつて、御本人の方でもそれによつて、かりに春日委員のおあげになりましたような例の、二十二万円ぐらいで申告しようかなと思つておられた方が、税務署が二十四万円だといつて来れば、二十四万円くらいならやむを得ないから思い切つて出そうといふ方も出て来ると思います。そういう場合には、車後にいざなぎをするつまらぬいきさつがそれだけ少くない、こういう意味で、お互いの手数が省け、若干でも税務行政がスムーズに

これは法律違反であります。それと同時に敵艦に規定されておる、該導等問題じように、あなたが親切ごかしでおらせを出しておられるといふのであるけれども、こんなのが親切だと言つて国民党が感謝するはずはだれない。自分がこのくらい申告しようと思つているところへ、あなたの方から手続きびしいお知らせなるものが来れば、それに影響を受けるということは当然であります。これは自白の強要であり、軽く見てもこれは誘導尋問であつて、法的根拠を持たないものであります。そういうような悪い執行をしてもらつては困るではありませんか。それは国民党

が困るのです。国会があなた方にそんな権限を付与していないことを、あなた方がかつてに親切——親切であつてもいけないのです。不親切であつてはなおさらいけないのだが、親切とか不親切とか、感情によつてそんな法律を執行してはいけない。法律の制限に列挙している通り、その範囲のことを行えばそれでよろしい。そこでそれがあくまで親切なら親切だと仮定いたしまして、その親切に基くところのそのお知らせの決定額の通告なるものが、ほんとうにあなた方が的確なるところの所得として調査の上、これが送達されるものならばあるいはまた親切であるかもしれないと思う。ところが現実にはてんで御調査がなつてはいられない。また現在のあなたの徴税能力をもつてしては、その一つ／＼に対しても的確な調査をするなどということは時間的にも能力的にもそんな余裕があり得るはずはない。それで現在の申告制度が悪いとするならば、その法律を改正しなければなりません。法律をそのままほうつておいて、そうして申告制度というようなものをきちっと確立しておきながら、申告制度を根本的に躊躇するよう、こんなお知らせ制度といふようなものはあつてはならないのです。法律に欠陥があるなら、なぜその法律を改正するという態度に出で来られないであります。この点ひとつ渡辺主税局長から御答弁をお願いしたいと思います。

○渡辺政府委員

やはり現在の日本の税制におきましては、申告納税制度でやつて行くのが一番いいじやないか

といふにわれ／＼は思つております。ただこの過渡的な時期におきまし

て、この申告納税制度をうまくその本旨において生かして行くことにつきましては、税務当局でも納税者におかれましては、ほんとうにこれを生かすまでの間に時間がかかるということのゆえに、今いろ／＼御議論がございましてが、お知らせ的な過渡的な措置がなされているのであります。これはどこまでも過渡的なものであり、結局この税制をほんとうに生かして行つてこそ、日本の税務行政における民主主義化の実現ができるのではないか、かように思つておりますので、そういう意味におきまして、この申告納税制度の根本をかえて行くかということについては、現在われ／＼は考えておりません。どういうふうにしてこれをほんとうに生かして行くかということについて、国税庁にも御努力願つてある次第であります。

○春日委員

ただいま過渡的便法としてお知らせ制度を併用して行つてある

のだと、御答弁でござりますけれども、それならそれで、それは法律で規定しなければいけません。この申告納税制度といふもので、その理由を述べて、同僚たちに丁寧目八日とかいう言葉もあります通り、お互の業種業態によって団体交渉を税務署とする。そなれば高い者は不満でありますから、お互い内輪士でその理由を述べて、同僚たちに了解を求めるのでありますから、申告をしている者には同僚たちが、あなたがたりにも少いことのためにわざわざが余分に納めなければならぬわけでも、それを逆にそうした帰納的につけておきまして、むしろあなたがたりにも少いことによつて、現在人々に当つて初めて総額がきまるといふ性格のものでなければならぬ。されば、これは正確にきることは非常にむずかしいございまして、むしろ従つて今度はその団体の額がきまつた場合におきまして、それが正しいか正しくないかといふことがまず第一に問題になります。第二には、今春日委員のお話でござりますと、同じ団体交渉でも、まず団体の総額をきめて、あと

やむを得ずして、こういうお知らせといふことと、見込みでお知らせと申しますのは、過去にお

いふうなことで、見込みでお知らせと申しますのは、過去にお

いふうなものにつきましては、やむを

が、それは明らかに法律違反であり、國民がこれに困つてゐる。だから現在

の申告納税制度と、それからあくまで税制を民主的に推進して行くという考

え方と、さらにはまた正確なる所得を把握して行くというこの考え方の上に立ちまして、そういうような官僚的な

お知らせ制度といふものをやめて、こ

れにかわる、すなはち団体納税制度、

こういうようなことをひとつ考えてみ

ては、どうかと私は思うのであります。

団体納税制度は、現在制度としてはこ

れを認められておりませんけれども、

非常に逆な面になるのではないかとお

うふうにわれ／＼はおそれております。

まず第一の問題としまして、業者

団体なら業者団体の全体の所得とい

うのをどうきめるかということが、ま

ず第一に出て来なければならないと思

うのであります。これは春日委員御承

認目八日とかいう言葉もあります通

す。まず第一の問題としまして、業者

団体課税といつたような方向は、少

くとも現在考えられている民主的な税

務行政の方向からいえば、全然逆な方

向に行くおそれが多くなります。それで、ちょっととこれを採用するという気

持にはなつておりません。

○春日委員 団体納税制度のよつてもたらす弊害が多いと言つておられますけれども、日本も新憲法が施行されま

してからすでに八箇年間、民主政治と

いうものは非常に進歩しつつあると思

うのであります。これは自由平等、正義という立場に立ちまして、いろ／＼

と批判力が強く、またその能力も高ま

つておると思うのであります。あなた

のおつしやるよう、強い権力を握つ

ところの役員とか理事長とか、そういう

者が自分の権力に隠れて不正な申告

をしておるということになれば、その

男は必ず民主的な部内の批判を受け

て、その事柄をやり修正せざるを得

ないような結果になりつつあるわけであります。不正は許されておりませ

ん。またその不正は、いろ／＼摘発す

る手段もあるううと思うのであります。

私は現在あなた方がおやりになつてお

るところの現行のお知らせ制度なるも

もたらすであろうところの弊害は一体

シブルであります。そこであなた方が

そこでこれは私の私見であります。

現実にはあなた方の税務署員の定数をもつてしては、一人々々に対して的確

な所得額を調査把握することは、こ

れはおそらくアソリュート・インボ

シブルであります。そこであなた方が

従いまして、この際法律に違反をすると

ころのお知らせ制度を廃止して、これ

制度を制度化する考え方ではないかどう

か。ないならばその団体制度のよつて

いかわるところの団体交渉、団体納税

制度を制度化する考え方ではないかど

うに伺いますが、そうしますと、それが

団体の内部の額は団体に相当広い権限

を与えるといいますか、まさかせる、一

口に言えばそいう意味のお話のよう

に伺いますが、そうしますと、それが

手段もあるううと思うのであります。

私は現在あなた方がおやりになつてお

るところの現行のお知らせ制度なるも

方を申し述べることはないのであります。あなた方が調査をなさらないで、法律に規定もしていないのに、計画徵稅を行おうとすれば結局このお知らせなるものに出さねばならないという立場にあるのだが、このことははだ弊害をもたらしておるので、その弊害を除去することのためには、何かほかに思案はないものであろうか。それで、考えたのが一つの團体納稅制度である。しかも現実には一部において、この交渉も特殊のやむを得ざる例外として認められているところの地域も、また業態も、ないわけではないのであります。従つて少數の稅務署員によつて多数の納稅者の的確な所得額というものを把握することが困難であるならば、それにかわるところの民主的な制度、すなわちおかめ八日によつてお互の所得を推定して行く。しかも全然そのことは基礎がないとおつしやいますけれども、すでにこの徵稅制度がしきれども、すでにこの徵稅制度がしかれておるのでありますて、戦後におきましてもすでに八箇年間、さらに新しい制度によりまして、それも基準数字といらものが現われております。昨年度この人はこのくらいであつた、事業が發展したり衰退したりすればこれくらい減るということは、腰だめとかなんとか、その程度のことで案外正確な数字が出て来るものであります。稅務署員が一ぺんも調査しないで、去年二十万円、だつたから今年三十万円ぶつかけてやれ、びっくりして交渉しに来たら、まあ二割くらい負けてやれといふ現在の査定方式より、その民主的な制度をつくつた方がはるかに効果的であり、しかも權威のあるものであ

り、少くとも法律に違反するといふことはないであらう。しかも民主政治といふものが貫かれていると思うのである。これに対しても平田国税府長官はどういうふうにお考えになつておりますか。徴税の現実の当面者といつておしまして、ひとつあなたの経験と実感に基く御答弁を願いたい。

○平田政府委員 率直に申し上げまして、先ほどの言葉を繰返すようになりますが、今度私と春日委員と同行いたしました、税務署の実情を一べん見ていただきたいと考えておりますが、一向調査をやつていない、見込みだけではん／＼やるという言葉だけは、遺憾ながらそのまま受取るわけには参りませんので、御了承願いたいと思います。所得につきましては、もちろん十分手がまわって十分な調査ができるいるということころまでは、遺憾ながら申しあげがた。しかしながら先ほど申し上げましたように、相当な納税者につきまして、やはり納税者のところに行きますとして、半日、一日、あるいは場合によりましては一日くらいの日数を要しまして、相當な調べをいたしております。それほど丁重な調査をいたさない場合におきましても、先ほど申し上げましたように、たとえば断続屋さんになりますと、いすの台数がどうなつておるか、大体一日どれくらい入るだろうかといふくらいのことは、現場に臨みましてそれぐらいた調べておるのでござります。

るといふことは、全然そういふケースがない。百方のうちに一つもないときは言ひ切れませんが、そういうことをあげまして全体の調査が非常にすきんだといふに御指摘願いますと、どうも若干私どもの方も困ることがござりますので、その点はこの機会に実際を申し上げたいと思ひます。

は、やはり個々の所得、帳面に基いて自分も計算して申告するし、税務署もそれを記入する場合におきましては、帳面を調べて、なお申告が悪いものは指摘いたしまして更正決定をやるという方法が、所得税行政の今後のあるべき姿であると思います。そういう意味におきまして、繰返すようになりますが、青色申告の線を伸ばして行くが、そうでない納税者に対してもできるだけ丁寧な調査をいたしまして、まじめな申告が出ることに努めますとともに、正しい更正決定をやつて行くといふことが、やはり所得税の将来を考えますと、基本的に向うべき道ではなかろうか。そういう意味におきまして、この隊団体課税、割当課税的な行き方はやはり避けるのが本筋じやないだろうか、このように考えている次第でござります。

○平田政府委員 大体所得税の受持ちは、全国平均で行きますと、営業者の場合三百五十くらいを受持つてやつて、いるようでございます。大阪局管内は定員が少し少い結果、若干多い実情でござります。久保田委員の今のお話は、おそらく大阪局管内のことだらうと思ひますが、やはり大阪は全国平均より受持ちが多いようであります。そういう点につきましては、定員法の改正に伴いまして、今度は若干修正すべく、定員の配置を考えているような次第であります。それにいたしましても、御指摘の通り三百四、五十人受持つて、いる。そのうち少くとも二割くらいは、御指摘の営業者の帳面に基いて、できれば収支調査、できなければ少くとも売上げ基本調査というふうに、これは事実に基いて、的確度をつかむように指導いたしております。従いまして、調査は相当行き届いているはずだと思ひます。しかばその他の納税者はいいかげんにやつているがと申しますと、これは率直に申しまして、調査の方法はそれほど丁重ではございませんが、やはり戸ごとに行きまして、営業の状況、さつき申しました店舗の状況、雇い人の状況、あるいはごく短期間の売上げ等の状況、その他経営の事情等もできるだけ経営の責任者に会いまして、話合いの上で、いわゆる比較権衡といったような方法を講じまして、最後に調査額をきめる、こういうやり方をいたしているわけでございます。その際、やはり熟練度が十分でありませんとか、あるいは先ほど御指摘のように、人手が必ずしも十分でないといつ

Digitized by srujanika@gmail.com

たような事情から、やはり調査に粗濶があることは事実でございまして、そういうものにつきましては、更生決定後にござましても、さらに協議団等で調査いたしまして、正しい所得に直すと、いろいろ幾つかの道を講じまして、できるだけ正しい所得を見出すようにということを考えている次第でございます。私も税務署へ行きますと、すぐ帳面を持つて来いというので、いつも帳簿をめくつて見るのでございますが、最近は三、四年前よりも署員の能力も高まつて参りまして、調査の方法もよくなつてあります。しかしながら、まだござりますし、経験年数も五、六年でございまして、これではまだく、不十分であると私は思います。理想から申しますと、経験年数が少くとも平均十年くらい、平均年齢も三十二、三歳の人が実際の所得調査に当ることが望ましいのでありますて、こういうふうに税務署員も漸を追うて持つて行きたいい。それしますと、調査の方もさらに一段とよくなるのではないかとうふうに期待いたしている次第であります。せつかくそういう趣旨で勉強いたしている次第でございますので、御了承願いたいと思います。

○平田政 府委員 この問題は、先般議會で申しますと、やはり人手は十分でないと思うのでござります。しかし一方におきまして、行政整理ということは今輿論になつてゐるような情勢でござりますし、またそうでなくとも、私もできるだけ少い人間、少い経費でいい仕事をするということは、役人として当然のことでありますので、そういう点も考えまして、仕事のやり方、一方において事務の簡素化ができるだけはかりまして、ほかの方面に人間を振り向けまして、それほどでない方面は若干省くといつたよりなくふうをいたしましたれば、何とかやつて行けるのじやないか、そういう意味で実は原案に応諾いたしてあるような次第でござります。その際におきましても、御指摘の直接調査なり、帳簿の調査に従事しております。よほんな署員はできるだけ減らさないで、その他の間接的な内部の資料の整備だとか、帳簿の整理といった方面に当つては、部面をできるだけ節約いたしまして、調査の徹底、徵税の的確ということにつきましては遺憾なきように配意して行きたい、かように考へておられる次第でござります。

うな法律を導ぶ内閣になりますると、とても／＼そんなむちやくちやは許されるものではない。だからその過渡的な便宜、便法というものにもおのずから限界があるのです。いいですか。自由党内閣が更迭しても、この徵稅制度はやめるわけに行かぬ。あくまでも今合理的に、そして法律に基いた執行がでるべきように、国税庁長官としてはやはり国家的責任に基いていろいろ配慮、検討を加えて行かなければならぬと田う。だからそういう独斷を十分お慎みあつて、そうしてそういうふうななり知らせ制度は可及的すみやかにこれを廃止して、これにかわるところの民主的な一つの徵稅制度を考えられるべきであると思うが、この制度をおつくじになるところの責任者である平田国税庁長官は、これに対してどういうお答えをお持ちになるか。さらに御見解を承りたいのであります。

思ふよ眉の皮で此日は國第一が行くらあま、初めて。埋しきそ任

つ資料をあなたに申し上げる。これは、この質問のためにできた資料ではあります。しかし、一つの参考資料にならかと思われる。先般砂糖税の問題についてわれくが資料をつくつておるうちに、現在砂糖会社が全国に十九あります。これらの諸君が一つの独立的規模で製糖事業を行つております。製糖事業は同じ形態の事業なので、原糖の割当を受けて、これから砂糖を精白して販売する事業なのであります。ですが、そういう同じ業体の事業が、その経理の結果がどういう所得になつて現われておるかということなのです。が、これを見てみると、日本製糖のときは、資本金に対して一九八%というような利潤を上げておる。それから名古屋精糖のときは一四五%、それから塩水港精糖のときは一七四二%、日新製糖のときは、なんと減つて九三%。こういうふうにある業体は一七四二%も利益を上げておるような会社があるかと思うと、他のものは九三%の利益しか上げていない、こういうふうな利益を上げておるようないい。その経営技術のやり方、あるいは損失の落し方、交際費の出し方、中川の酒の飲み方なんて、これはいらぬことかもしませんが、いずれにしてもそういうよな帳簿の技術的繰作によつて、あるものは五〇〇%の利益が上り、あるものは九〇%の利益しか上らない。税金はこの決算書に基いて課税されるということになると、田舎納税制度になれば、おそらくこんな不均衡は許されまいと思う。あなたの方はこれだけの原糖の割当を受けて、これだけの事業をやつて、同じ原価で買つて、同じような方

式でつくつて、同じような価格で充てておる、それである者は資本金に対して千何百ペーセントというような利益を上げて、ある者は九〇%の利益しか出さない。こんなはつと納めろといつて、あなたの方はもつと納めろといつて、あなたの方はもうかりました。そういふ結果が出て来た、それでようござんすといふよなこと、ある者は九〇%者は三〇〇%ももうかりました。そういう結果が出て来た、それでようござんすといふよなこと、ある者は九〇%しかもうかりません。じそんく損失に落してしまつた。あさよっかといふよなことは、団体納税制度によって、この製糖会社の十九社を調べて見たところだ。だから變なことは、やはり修正けでも、こんなでたらめになつて来ているのだから、これはだれが考えても変だ。だから變なことは、やはり修正するといふことについて、われくが考へたところの税負担をする結果に私はなつて来ると思うのです。私が思うには、これは徴税に対する基本的な論議でありまして、自由党がこれをしんばうして聞いておつてくれるのも、多少のつらいところもあるうかと思うが、現実には、今こそあなた方が民主的にいかに税金の問題を解決して行くかということについて、何らかの措置を講じなければならぬ段階に到達しておるのであります。本日政治問題の九割までは経済問題、經濟問題の九割までは税金問題、税金問題とそ政治問題の九割九分までを占めておる問題なのです。従つて現在の税制はほんとうに民主制度が確立されておるかどうかということは、日本の政治が民主化されておるかどうかといふことのことにつながる重大問題です。われわ

れは民主的に税法をつくつたが、しかしながらこの税法はあなた方によつて守られてはおらないのです。あなたはこういう申告納税制度が制度化されておらずかと思われる。先般砂糖税の問題についてわれくが資料をつくつておるうちに、現在砂糖会社が全国に十九あります。だからこういうことはいけない。法律に違反するから、いけないから何かかわる方法をとらなければならぬ。何かほかの方法はないだらうかといふことで新しく思案した結果、私どもはこの団体納税制度によって、この製糖会社の十九社を調べて見たところだけでも、こんなでたらめになつて来ているのだから、これはだれが考えても変だ。だから變なことは、やはり修正するといふことについて、われくが考へたところの税負担をする結果に私はなつて来ると思うのです。私が思うには、これは徴税に対する基本的な論議でありまして、自由党がこれをしんばうして聞いておつてくれるのも、多少のつらいところもあるうかと思うが、現実には、今こそあなた方が民主的にいかに税金の問題を解決して行くかといふことについて、何らかの措置を講じなければならぬ段階に到達しておるのであります。本日政治問題の九割までは経済問題、經濟問題の九割までは税金問題、税金問題とそ政治問題の九割九分までを占めておる問題なのです。従つて現在の税制はほんとうに民主制度が確立されておるかどうかといふことは、日本の政治が民主化されておるかどうかといふことのことにつながる重大問題です。われわれをもつて質問を一応終ります。

○平田政府委員 ただいま砂糖会社の利益状況についてお話をございましたが、非常にお話がお上手だから、もつともだといふように響いたようですが、なかなかそう簡単には結論づけられません。じそんく損失を加えることは当然のことであります。だから団体納税制度は、それは一つの弊害があるのであらうが、またそれがだけの一つのプラスの面もある。あなた方は、われくのやり方、われわれの考え方、そしてあなたの部下がどの程度おられるか知らぬけれども、その一人々々があなたと同じよな感覚を得てその徴税制度を民主化し、よつて非常に少い会社と、それから積立戦後の会社は、払込み資本金といふものが非常にこぼこで、事業の分量に比べるわけには行かないのじやないかと私は考へるわけでございます。ことに私は考へるわけでございます。ことに法律案外十五税法案及び米国対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一概会計からする繰入金に関する法律案、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案の七法律案、合せて二十三法律案を括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。

○千葉委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○千葉委員長 午後六時五十六分開議

午後五時四分休憩

ださればもう終了するのです。しかし、ながらどこかへ飛んでしまつてちつと何なら内容を調べてお答えいたしますが、そのことだけをつけ加えさしていなかなが、いつの項目の上で二つの項目が並んで、なお十六項目ある。(笑声) お知らせ制度を確立して君臨しておられた。だからこういうことはいけない。法律に違反するから、いけないから何かかわる方法をとらなければならぬ。何かほかの方法はないだらうかといふことで新しく思案した結果、私どもはこの団体納税制度によって、この製糖会社の十九社を調べて見たところだけでも、こんなでたらめになつて来ているのだから、これはだれが考えても変だ。だから變なことは、やはり修正するといふことについて、われくが考へたところの税負担をする結果に私はなつて来ると思うのです。私が思うには、これは徴税に対する基本的な論議でありまして、自由党がこれをしんばうして聞いておつてくれるのも、多少のつらいところもあるうかと思うが、現実には、今こそあなた方が民主的にいかに税金の問題を解決して行くかといふことについて、何らかの措置を講じなければならぬ段階に到達しておるのであります。本日政治問題の九割までは経済問題、經濟問題の九割までは税金問題、税金問題とそ政治問題の九割九分までを占めておる問題なのです。従つて現在の税制はほんとうに民主制度が確立されておるかどうかといふことは、日本の政治が民主化されておるかどうかといふことのことにつながる重大問題です。われわれをもつて質問を一応終ります。

○千葉委員長 稲田篠芳君

○福田(繁)委員 私はこれから開かれるところの当委員会が至つて和気あいといと円満のうちに遂行されることを念願するために、参考に委員長にこの際一、二点伺つておきたいと許します。

まず第一点は、夕景休憩当時に問題となりましたところの理事会は、お催しになられて一応終つたと存じており

まするが、間違いございませんか。

○千葉委員長 先ほど五時に委員会を

休憩するにあたりまして、理事会を開くという宣言をいたしました。ところ

がその理事会には、久保田委員から所

用のために欠席するという旨の通知が

あつたのです。そこで理事会を開きま

したが、社会党の左派からは御出席が

ありませんでした。右派の方からは平

岡委員が出席中であります。これ

も途中からお帰りになりました。そこ

で完全なる理事会ではございませんで

したが開きました。そしてこういうこ

とをきめました。午後六時半に再開

いたして、そして約一時間、本会議

が開きましたので質疑を続行しようといふこ

とをおきめましたのであります。そろし

てその一時間ばかりした後にまたそ

こで理事会あるいは懇談会を開いて、

よろじやないかといふだけのことを申

し合せたのであります。そこでそれに

対する誤解が先ほどございましたの

で、今正式に緊急理事会を開きました。

質問を続行するということの再確認を

いたしました。

○福田(繁)委員 さすれば本員が先ほ

どから傍聴いたしておりました、今より

約十分ほど前に終えました理事会、あれ

が正式の理事会と、さように了承し

てよござりますか。

○千葉委員長 さように了承してけつ

こうござします。

○福田(繁)委員 なおもう一点伺いた

いと思いますが、本員が傍聴しておりま

すが、内藤理事から発言されましたのに、これから委員会が始まるのであります

が、重大なるところの動議がいづれ

の党派から出ようとも、一応委員長は

権限の上でそれを取上げられる。但し

その動議に対する運営方法は、追つて

理事会に譲つた上にするというところ

の内藤理事から動議が出されたので、

それを御了承の上でこれから委員会を

始めるものだ。言いかえればそれが前

提であるというようになりますか。

○千葉委員長 ただいまの内藤委員か

らの申出であります。それは私はも

う一時間ばかり質疑を続行いたしまし

た後に、その問題についてあらためて

お詰りしたい、こう考えておりまし

た。

○福田(繁)委員 さすれば、われ々

委員として委員長の人格を信頼いたし

まして、これから向う一時間に、可及

的の質疑があるわけ

であります。が、その間までには重大な

動議はない、こういうように見て取つ

て、われ々がこれから質問してよろ

しい、こうお思いになりますか。どう

でありますか。

○千葉委員長 動議はあるかもしま

せんが、その都度十分御相談申し上げ

ます。

○福田(繁)委員 さすればその出るべ

きところの動議に対し、内藤委員の

御希望のごとくに、一應お取上げにな

りましても、それを運営することに對

しては、同時に理事会をお開きになつ

て、そして御相談されるのでござい

ましようか。

○千葉委員長 委員長といたしまして

は、さようにとりはからいたいと考え

○福田(繁)委員 了承いたしました。

どうぞ御統行願います。

○浅香委員 議事進行。ただいま福田

委員からの発言がありましたが、理事

会は御承知の通り、前日にすでに、五

時まで質問を続行し、そうして理事会

を開いて、きょうまで上程されてお

りますところの法案をどう処置する

か、操作の問題まで御相談をされたの

であります。従つて五時までに質問が

終りましたあかつきには、この五時か

ら開かれました理事会において、法案

の最終的なお取扱いを願えるものと思

つて、私ども与党の理事は出席いたし

たのであります。しこうして今委員長

が言われましたように、正式に理事会

を開くと言いました。しこう

して集まりました中には、なるほど今

おつしやつたように、右派の方からは

平岡君が出席されておりました。途中

で退席されましたが、その平岡

君をして、右派の方の諸君に御伝達を

願つているものだと私どもは解釈いた

しておきました。しかるにその理事会

は、一應懇談会に終られたかのよう

な、委員長のただいまの報告であります

したけれども、私どもは然然としない

ところもございませんが、しかしながら

今日まで委員長に非常に御努力を

願い、また野党の諸君にも御理解を願

いた。かく思いますがために、委員長御

承知の通り、私ども与党は、今日質問を

は委員長のお説を否定するものではありませんが、改進党的内藤委員から

の、動議が与党の方から出ましたあか

つきには、委員長においてその取扱い

を理事会にさらに譲るというようなこ

とは、これはどうしても私どもは納得

できぬのであります。今までこの方

の動議は委員長において、動議

は先決であるという建前におきました

て、ただちにその採否を決定してお

いでなりました。しかるにわれ々が、

どうぞ与党としては納得しかねるところ

であります。従つて国会法の規定に

基きまして、賢明なる委員長におかれ

て、再び理事会を開いてこれを御相談する

といふことにつきましては、私

でも与党としては納得しかねるところ

であります。従つて国会法の規定に

基きまして、賢明なる委員長におかれ

て、おかれましては理事会を開いて、そ

がいざれの党から出ました。委員長

は、さらに理事会を開くといふような

前例をおつくりになりますならば、こ

れもよろしいですが、そこで、今後こ

の国会中におきましてこういう動議

がいざれの党から出ます。委員長

におかれましては理事会を開いて、そ

うしてその決をおきめくださるなら、

がいざれの党から出ます。委員長

は、さように理屈をつくらなければ、

これがいざれの党から出ます。委員長

であります。従つて理事会を開くといふ

るかということを御相談した方がいい

のではないか、いわゆる冷却期間と申

しますか、それの方がいいのではないか

か、決して与党を抑える意味じない

ということを御了承願いたいと思いま

す。

○浅香委員 ただいまの委員長のお説

に決して私は違背するものではありませんが、改進党的内藤委員から

進行は、野党の方から何回か出ました

動議は、くどいようですが、た

だちに採否を決せられました。ところ

が今日に及んで私どもが、動議が出

か出ぬかわかりませんけれども、与党

から庄ましたその動議に対しまして、そ

れがいざれの党から出ます。委員長

は、さように理事会を開くといふような

前例をおつくりになりますならば、こ

れもよろしいですが、そこで、今後こ

の国会中におきましてこういう動議

がいざれの党から出ます。委員長

は、さように理屈をつくらなければ、

これがいざれの党から出ます。委員長

であります。従つて理事会を開くといふ

ことにつきましては、私は十分了承しておりますが、私は十分了承おります。

とがございます。その場合といえども、内藤理事は、この鐵道税課税に対する立場におきまして、当然の御措置として反対の立場にありながら、こういふような法案の運命に重大なる影響を与えるような動議については、すべからく慣例を尊重して理事会に諮つて、その妥結を得た後でなければ、こういう動議は採決すべきではないという立場におきまして、われ／＼の主張をしりぞけられた先例をわれ／＼は想起しなければならぬと思つてあります。

われ／＼は、慣例はやはり淺香委員と同じようにこれを尊重することにおいてやぶさかでないのあります。たゞいま淺香理事から、今までしば／＼

動議が出たけれども、これに対して云

云という言葉がございましたが、少くとも法案に対して、これを否決するか

可決するかというような段階における動議を提出した場合の本委員会の取扱いは、すべて理事会に諮つて、そろし

て理事会の決定に基いて運営がされてゐるということは、これは先例がここにきびしく証明していることであるのでござります。従いましてわれ／＼の動議が、時局が来て腹がへつたからこの辺で休憩してはどうかといふような動議や、あるいは質問の相手がまだお見えにならぬから、十分か十五分先に見えになるなら、それまでちよつと待つてみてはどうかといふ、こういう程度の動議であつたのであります。これは淺香君が述べられたような、法案の死命を制することを重大な動機について、理事会に諮ることなく決定されたという前例は、こうもないのです。こういふような意味合いでおきました。内藤理事の発言に基いての議事についてのおとりまわしこそ

は、不文律であるところの慣例を尊重して反対の立場にありながら、こういふような法案の運命に重大なる影響を与えるような動議については、すべからく慣例を尊重して理事会に諮つて、その妥結を得た後でなければ、こういう動議は採決すべきではないという立場におきまして、われ／＼の主張をしりぞけられた先例をわれ／＼は想起しなければならぬと思つてあります。

われ／＼は、慣例はやはり淺香委員と

同じようにこれを尊重することにおいてやぶさかでないのあります。たゞいま浅香理事から、今までしば／＼

動議が出たけれども、これに対して云

云という言葉がございましたが、少くとも法案に対して、これを否決するか

可決するかというような段階における動議を提出した場合の本委員会の取扱いは、すべて理事会に諮つて、そろし

て理事会の決定に基いて運営がされてゐるということは、これは先例がここにきびしく証明していることであるのでござります。従いましてわれ／＼の動議が、時局が来て腹がへつたからこの辺で休憩してはどうかといふような動議や、あるいは質問の相手がまだお

見えにならぬから、十分か十五分先に

見えになるなら、それまでちよつと

待つてみてはどうかといふ、こういう

程度の動議であつたのであります。これは浅香君が述べられたような、法

案の死命を制することを重大な動機

については、理事会に諮ることなく決定

されたという前例は、こうもないのです。こういふような意味合いでおきました。内藤理事の発言に基いての議事についてのおとりまわしこそ

は、不文律であるところの慣例を尊重

する立場におきまして、当然の御措置

であらうと考へます。その決定のごと

くにおとりまわしを願いたいというこ

とを重ねて要望いたします。

なおこの問題につきまして異論があ

ります。たとえするようならば、この問題を議題

に供されまして、さらに長い時間をか

けて論議される場合に、われ／＼はこ

れを迎え撃つにやぶさかなる者ではな

いのであります。

○千葉委員長 いかがでございましょ

うか、淺香委員からの御提案もござい

ましたが、動議の中で、委員長が特に

重要であると認むるのは、与党から

ものであると野党からのものである

とを問はず、理事会を開いてその措置

を御相談する、そういうふうにこの委

員会では決定いたしたいと思ひます

が、いかがでしよう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 ではさよにとりはか

らいます。柴田君。

○柴田委員 所得税及び法人税のこと

に關しましてお尋ねいたいと存じ

ます。柴田君。

○柴田委員 所得税及び法人税のこと

○渡辺政府委員 今私の方で免稅法人にしておりますのは、その法人の主体といふか、性格といふか、目的自身が公益性が非常に強いものだけに免稅を限定しておりますわけございまして、事業の性格からいふと、いろいろ御意見もあるらうと思います。出版界におきましても、それの持つておる性格からして、確かに今柴田委員のおつしやつたような面もあるらうと思います。その面から推して行けば、たとえばほかの事業などにおきましても、同じような問題があるのでございますが、法人税はその性格からいつても、その法人のも申しましたように、所得税のいわば主體といふものをおさえ、さらに先ほど前取りである、結局今お話の出版業といふのは、營利事業としての出版業であろうと思ひますが、それは結局配当をするいわゆる会社的存在であるといたことになれば、その性格からますと、他の事業とやはり共通のものを持つてゐるんぢやないだらうか。出版業といいましても、たとえば赤十字社が出版するとかいう場合におきましては、これはもちろんあらためて申しますが、課稅の対象になつてゐるわけではございませんで、従いましてものの重心をどこに置いて考へるべきかといふところにおきまして、われ々の方としましては、その事業の性格といふよりも、法人の性格といふたしますと、たとえば国有鉄道法の扱いも、あるいは郵便法の扱いも、これに対しましては特別な措置を講じております。たとえば国有鉄道法の旅客及

び荷物の運送規則によりまして、二月一日から三十日以内のものに対してもは受託・運送・引渡し及び運賃計算にて別に定める場合を除き、特別のや扱いをする。以下二百八条もございまして、郵便法におきましても、第二十三条によつて、第三種の郵便物の認定のあることを現わしております。このように、鉄道であろうと郵便物でございましょうと、あるいはまた物品税の施行規則にいたしましても、特例を設けております。こういうふうにあっては、面におきまして特別措置を講じておるのにもかかわらず、ひとり法人税だけが出版関係に対して何らの恩典をかけられない。こういうようなことは手落ちぢやないか。こういう点を私は伺つておるのであります。出版物に関して株式会社という存在は、同じよくな商事会社でございましようが、性政そのものは普通の商事会社、あるいは貿易会社等とはおのずと違うのであります。こういう点でお尋ねを申し上げております。

たしまして、先ほど私よりつと申し上げたのは間違えたようでありますから訂正させていただきます。公益法人にちましても、出版業をやる、それで営利的なもの、収益を上げているものが相当あるようあります。これは税率は三五であります。課税をしておられます。それが今言つたような關係からしまして、一応その法人の主体といふものが営利会社であるかないかといふところに重点があるわけでありますて、さらにもう一步踏み込んでみると、現在の法人税は、先ほど申しましたと、結局出版業によつて、所得税の前取り、結局出版業による利益でありますても、配当といつたよくな姿に順次なつて行くわけでございまして、その意味からしまして、出版業だけについて、特にその事業の性格からいつて、特別な扱いをすべきものといふには思つております。ただ出版業の持ついろいろな性格からしまして、たとえば新聞などの性格からしまして、物品税とかそういう場合におきましては、これは別途の考え方におきまして、相當課税においてしんしゃくすべきものを持つといふように考えておりますが、法人税が現在出版業を特にどうこうしないといふことは、これまで立場が全然違つておらない次第であります。

る、いろいろ考え方を基本的に持つておるのであります。再三くどくと申しますが、たとえば日本の出版物の関係を見ましても、それはまつたく見られない、よほなインチキ雑誌等もあるでしようけれども、そうしたものはほんとうに少数で、出版の部数から申しますならば、まつたく数えるに足りぬような状態で、今日の出版界の状況を見ますと、水準から申しますならば、戦前にやや匹敵するような状況に発達をしております。その半面、出版物は非常な犠牲も払つておるということを見のがすわけに行きません。たとえば教育の自由、出版の自由、という立場から、教科書等も自由出版であります。けれどもその半面、今度はおびただしい数の返本があるといわれております。これが出版自由といながら、教科書の出版業者は八十社あるとか九十社あるとか称せられておりますが、現に最近破産、倒産が続出しておるのであります。こういう大きな犠牲を伴つて出版を継続しております。そして教育に対しましても、文化に対しましても、大きな力を注いでおるということは見のがし得ない現実だと私は思うのであります。これらに対しまして、新聞紙とは別個の扱いをなさるといふ考えは、どういうお考えからそういう別個の扱いをなさるのか、もう一度重ねて承りたいと思います。

しても、新聞用紙といふものが非常に大衆性を持つており、従つてこれはやはり同じ紙であります。相性が違うのじやないか、こういう意味におきまして、新聞用紙について物品税を課税しておりませんが、これは物品税の話でありまして、新聞社といえども、同じ株式会社である限りにおきましては、法人税の場合においては他の出版社会社と全然同じ扱いをしておるわけであります。

○柴田委員 先ほどこの出版は、たくさん出版いたしましても、もどつて来る返品といふものが相当莫大であるということを申し上げたのであります。これはひとくじ教科書だけではなくして、一般出版物にも相当大量の返品というものができておる。これはここに幸い統計があるのです。たとえば児童関係の書籍におきまして、月によつて違います。一月に九百五十万部印刷いたしましたのが、返品部数は六十六万部であり、あるいは婦人雑誌に至つては発行部数が四十万で、この一月にはやはり四十万の返品ができるおる。こういうまつたく差引ゼロというような場合もあり得るのであります。

大衆雑誌にいたしましても、非常に大きな率の返品を来しておる。五百七十万部刷りまして、約二百万部の返品を見ております。こういうように毎月同じようなことを繰返しておるのであります。これはかつてにお前たちは印刷から、出版の下手な結果ではないかと申しますものは大きな努力を払つて、そうして日本の文化の向上のため努め

ておるということも見のがし得ない事実であろうと思うのであります。こういう点から、どうしても法人税に対しましては多少でも将來考へてもらわな

○渡辺政府委員　出版業は、お話をうけねばならぬ、こう思ふのであります
が、これに対しましてもさらに御考慮をお払いになる余地はないのであります
ようか、もう一度伺いたい。

うことは、われくもよく存じております。同時にそれだけに、たとえば売
値をきめます場合におきましても、相
当返品を予想して売値をきめるといふ
のが、通常の姿であるといふようにわ
れわれも見ております。従いまして、
返品がないで済めば非常に利益が上る
わけでございますが、そこに返品の問
題がござりますために、出版の仕事と
いうのが非常に経営の上からいいまし
てもむずかしい仕事であるといふこ
と、売れたからといって、それこそ非
常に利益が上つたと思つては、もちろん
が来まして、結局逆に赤字になるよう
な場合も間々あるということを、わ
れわれ存じております。従いまして
課税の上にあたりましては、その返品
のよくな点につきましては、もちろん
るんそれを十分考慮しました上で、
収益を算出し課税していくというや
り方をとるわけであります。そういう
性格のものは、実は他の商品にも
間々あるのであります。出版業に
ついて特に税率を考えるということ
は、少くとも将来の問題としまして
も、なかなかむずかしい問題でやない
か。特に先ほども申しましたように、現
在の法人税の性格というものが、所得
税のいわば前どりのよくなことになつ

割五分の控除をして、配当が所得になればなります。と、もうその配当がどこから牛れたということを持て参ります。そのようなことから行きまして、なか／＼むずかしい問題ではないかと、いうことを、私は今でも考えておられます。
○柴田委員 もう一つ、先ほどは発行部数等は単に一般に月刊雑誌というような面だけで申し上げたのであります。が、一般書籍の面におきましては、もちろんそれほどの返品はございません。これらの宗教的なもの、あるいは哲學的なもの、歴史的なもの、政治的なものといつよに、年間に発行いたしましたが、どういいまするが、出版関係のものは、決してそういうものじやございません。よほりたとえば教科書のような問題でございますると、何斤の紙で何ページのものであつて、しかも何色のものであれば、どれだけの価格が正當な価格であるというようなことで、最高価格と大体押しつけられておられる。これは文部省等が厳重に監督されまして、教科書出版に対する安価なもの、安価なものとの指導方針をとつておられる。これに対しましては、やはり絶大な犠牲を払つておられます。こういう点の一つの証拠といたしましては、先ほど申しましたように、八十社、九十社となるところ

の出版業者のうちから、大体一割か二割の業者だけが残されまして、あとの八、九割の業者はいうものは毎年倒産、破産をいたしてかわつて行つております。全体の出版業者の数といふのは八十社、九十社という基準をいつて行つておる。こういう現実をわれは知つておるのあります。ほんの五社といふ会社が、新しくくとも、それでも保つてありますけれども、その中の八割近くの七十社があるいは六十社といふ会社が、新しくくとも、いつて行つておる。こういう現実をわれは知つておるのあります。ほんとうに大量生産をいたしまする十社ばかりであります。こういう関係から見ますと、八、九社だけはようやく営業を継続するならば、もう少し出版業者に対するやら何らかの措置は当然講じていただきなければならないものである。こうわれは考えておるのりますが、この点に対しましてもう少し御考慮を払つていただきたいと思うのであります。

○柴田委員 次の問題に移りますが、この法人税の第二条で今度改正になりましたことは、前のこととの非常な大きな相違というものは見受けられませんが、たとえば第二条に「同条第二項に掲げる法人（以下「外国法人」という。）に対しても、この法律の施行地にある資産又は事業の所得についてのみ法人事業を課する。」こういう項目が特にうつされておりますが、これはどういうわけかでこの同条第二号に掲げる法人といふものがでて参つたのでございましょうか、この点を承りたいと思います。

同族会社といふ場合でございます。今まで株主の一人が株式の三〇%以上を有しております場合を同族会社といふ扱いをやつたのでござりますが、この同族会社といふものは現在非常に多いのです。大体個人經營でありますと、税金の関係で非常に過重な税金を課税する、今度の改正案でござりますが、この同族会社といふものは現在非常に多いのです。あります。大体個人經營でありますと、税金の関係で非常に過重な税金をかけられる、こういうことで、最近小さいものでも家族が集まって、株式会社が非常に多くてきて来ておるのです。ありますが、これらのことをお話された結果、五〇%以下を同族会社とみなさないで、株主の一人が五〇%以上を持たなければ同族会社と見ない、こういふお考へでこういう改正が行われたのです。ありますようか、その他何か理由があつてこういう改正が行われたのです。りましようか、その点を承りたいと思います。

す。もう一つの関係は、いわゆる同社会社の行為否認と呼んでいる規定でございます。これは同族会社でございまして、その同族会社の持主との間にいろいろな取引があつた場合におきまして、税負担の軽減を目的とした、そに特殊な売買契約も可能である、それが負担均衡上適当ないと認めれば否認できる、よその国でもかなりこういう規定を持つておりますが、その二つがあるわけでございます。あとの方では、関係から申しますと、一人で三割以上持つていれば会社が支配できるといふことで、現在の一人三割以上というのも一応適当な規定だと考えられるのですが、同時に二十五年にシャヤウプの勧告による改正で、現在のようないくつかの範囲が非常に広くなりまして、主としてその面の考え方方が心地やないかと考えます。しかし個人との権衡といったような、たとえば積立金課税のような問題を中心として考へて参りますと、どうも一人で三割持つてあるといふものから同族会社にするといふのは、少し同族会社の幅が広過ぎやせぬであろうか。同族会社である限りにおいておきましては、もう少し個人的な色彩の強いものをやはり同族会社にすべりやしないだろうか。実はこれはかねて各方面から相当な批判を受けておつた面でございます。従いまして、今度積立金課税の制度をかえる機会におきまして、同族会社につきまして一人とか二人とか三人とか、そういう区別をいたしまして五割、これによりまして同族会社の幅が狭くなるわけでございま

族の上に置くべきじゃないかという考え方には、規定の重点をむしろ積立金課税の上に立ちはだましたものですから、このように族へ同族会社を規定すべきものではないか、かように考えたわけであつります。

○柴田委員 同族会社の定義を、そろそろいうお考え方からおやりになつたといふことはわかつたのであります。が、この資本的な限度がここに設けられておらぬのでありますようか。たとえば資本金が五十万の株式会社であつても、一株主が五〇%以上を持つ場合は同族会社と見る。資本金が一億の株式会社であつても、同じようなお考え方をお持ちなのでありますか、その点をもう一度承りたいと思います。

○渡辺政府委員 それは資本金が割合に小さな会社、今お話をございました五十五万円の会社でございましても、また一億の会社でございましても、その点は同じようになります。考えております。大きな会社になりまして、なおかつ同族会社であるのがいささかおかしいと思ふような会社も幾つかあるのですが、しかしその会社の性格から見ると、やはりそういうのは半分以上同族が持つておるとすれば、たとえば公認会計士の問題にしてもいろいろな問題にしても、割合にそこの大株主の意見でほとんど左右されるという性格にあるのですから、資本金の大きさによつてこの区別をすべきものであるというふうには考へておりませ

について、昨日から本日資料を配付されただけでござりますが、証券業者とか、あるいは商品の取引業者、あるいは貿易業者、あるいは信託会社といふような業種の別によつて、この取引金額に対する倍率がみな相違しております。こういう資料を私どもいただいたいのでありますか、これらの諸会社がどういう根拠で、証券業者の取引の金額の状況から倍率が引き上り、あるいはまた銀行会社のような場合の取引金額に対する倍率ができる上ったのか、どういふ根拠からこういふものが引き上つたのでございましょうか。具体的な例を二つ、二つだけごこうでござりますから、お聞かせ願いたい。

績をずっと調べてみたわけでございま
す。数も相当ございますが、そうして
見て参りますと、業種によりまして実
は相当あらげております。従いまして
それをできるだけ縮約する意味にお
いて、同じような数字の出たものは一
括しようとこうところで、実はます大き
き集めまして、そうして先ほど申し
ましたように、基準年度の七割とい
ところに重点を置いておりますので、
その平均的な数字の七割以下のもの
が初めてこの比率で、場合によつては
七割まで節約しなくとも、この率の方
で行けるというような考え方方に持つて
行くべきじやないだらうか、どう考
えましたから、一応実績をとりまし
て、——これは会社によつて非常にあ
らけておりますが、その平均を一応
とりまして、それの七掛といつところ
を目途としまして、実はこういう数字
をつくつたわけでございます。その前
に、取引金額によるべきか、あるいは
資本金額によるべきか、利益金額によ
るべきか、これは昨年も、内容は大部分
違いますが、こういう案を出しておつ
たのであります。いろいろずいぶん
研究してみましたが、どうも資本金の
大きさとか、収益の大きさとかで見る
べきではなくて、やはり取引金額とい
うところで見るのが割合一番近い数字
が出る。そこで今度の場合も、実は取
引金額で見たわけでございますが、い
ろいろなあらげた数字ができるのであるの
であります。それをできるだけ縮約し
まして、まだ最終の決定には至つておら
ないのであります。まあこういう案

を出しまして、一応各方面の御意見も聞いてみたいというふうに思つております。

えはこの倍率をお出しになつてゐるところには、今大騒ぎされております造船業といふものが入つておりますが、たとえば造船関係の今世の中でいろいろとござされたきれておりますようなら、中川において交際をいたしましてはまつた場合と、あるいはほんの一五百万円以上の資本のものを今度の対象としておられます、五百万の会社といいますのは、今の金額にいたしましてはまつたく小会社であります。その五百万の資金の会社が交際をいたします場合とは、どこかのおでん屋で交際をやると、いふ場合が多いと思うのです。このような場合を考えました場合に、單に中川でひとつ取引をやつて一ぱい飲む場合のこと、おでん屋で交際をやつて、ほんとうに小さな金額の取引を行つて、こういたします場合に、五百万円以上の会社であれば、この倍率に全部開きがここにあると思うのであります。こいつらは、この倍率に全部開きがここにあると思うことは、言葉を強くして申しますならば、あまりにも暴挙にすぎはしないかと思ひますが、どのようにお考えでございましょうか。

か、そういうことに限らないで、もつと法人全体に実は及ぼすような案であつたゆえもありますが、一応これに率のかげんをしたらどうかといふよくなことも考えてみたわけですが、さすがに、今回の場合におきましては、先ほども申しましたように、とにかく前年までの実績の七割というところまで御節約をする、というところを重点に置いておるのもありますから、いわばこの率の方には、それの特別な無理を補足的に直すという考え方には立つておりますので、特に資本金の大きさで等差をつけるという、こうなると当然複雑な姿になつて参りますが、そういうことでなしに、こういう簡略な姿で行きましては、それで何とか弊害もなくやつて行けるのではないかといふふうな考え方に基きまして、大きな会社、小さな会社という区別は、この際としては避けた方がいいのじやないかといふことで、こういう考え方になつております。

銀行の場合におきましては、二に書いたとおりでござりますが、手形割引料、貸付金利息、債券買受手数料とか、いろいろのトータルによつて一応取引金額といふか、基準金額を考へておられます。従いまして、それは大体半年が事業年度だと思ひますが、各事業年度の金額を出しまして、その事業年度に使います交際費につきましては、その取引金額にこの率をかけたもの、それから普通の一般の金融機関、普通の銀行等につきましては、五にございまして、二から四までの事業以外の金融業というふうに書いてございますが、「この場合におきましては、貸付金の利息、手形割引料、手数料、有価証券貸付料、債務保証料等、こういつたよだんな通常の業務の収入を一応基準といたしまして、それに割合をかける。実はその割合を出すものは、こういう片方にもすもつて交際費の額を抑えまして、その七掛といふところでつくつてあるものでござりますから、その場合に何を標準にとるのがいいかといふ問題がありますが、金融業におきましては、こういう数字をとることにしてとることが、大体各銀行の交際費の率を見て参りますと、一つのものかしとしては一番適当じゃないか、かようになります。どういふ数字にしておるわけでござります。

しましてわれくが最も懸念しなければならぬ問題は、昨年たとえば今のは造船業のよほな大きな交際費を使つた会社といふものは、今年は非常にきゆうくつにならぬ結果に陥りはしないか。そうしてまた一般正常の形の上に立つた会社といふものは、今年は非常にきゆうくつになるといふような状態が生じませんで、どうか。その点を承りたいと思います。

ざいましましようとも、これらの諸会社でございましましようとも、貿易会社での今日までの交際費の状況というものでは、何かスキヤンダルでもあって新聞紙等をにぎわした場合のみわれ／＼は知り得るわけでございまして、現実はわからぬのです。だからやはりこの問題は、多少手数でございましまいますが、たとえば東京の代表的な十一大銀行のうちの五つぐらい、あるいは貿易会社でございましたならば、第一物産でありますとかいうようなが代表的な物産会社あるいは船会社であつたならば、一、二、三の船会社というような、従来、たとえば昭和二十六、七、八年の三箇年くらいの交際費の状況について、もし調査資料がございましたならば、後日提出していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

こういふ考までござりますから、銀行の名前はABCでも何でもけつこうです。

それからもう一つ税務署当局が、われわれ地方におつて小さな会社を経営しております。非常に日が高く、交際費といふ科目じやなくとも、鏡い観察眼をもつて、別な科目でも、交際費等であれば、これは交際費だと指摘されている。こういう点も十分御考慮を払つていただきて、そのBなりCなりの会社の従来交際費という形のようなものがあつたならば、それらの集計を一つ御調査ください、資料としてお出しを願いたいと思います。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております二十、「質問中だ」「答弁々々」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然、聴取不能。

○千葉委員長 御着席ください。先ほどの柴田委員の御質問は、希望をお述べくださいましたと思うのです。それから三十分だけ休憩して、その間理事会を開きたいと思います。

午後八時九分休憩

○千葉委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

午後九時十七分開議

ただいまの理事会におきまして、次のように申合せをいたしましたから御報告をいたします。それは二十四法案、すなわち所得税法の一部を改正する法律案、法人税法

の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、骨牌税法の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、入场税法案、しやし織維品の

法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、揮発油税法の一部を改正する法律案、国税徵收法の一部を改正する法律案、関税法の一部を改正する法律案、農業共済再保險特別会計廃止する法律案、農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金に関する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、中、入场税法案、しやし織維品の課税に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、中、入场税法案、

○柴田委員 先ほど私は租税特別措置法の一部を改正する法律案のうちの、当局から試案として提示されておりました各業種別、あるいは取引金額に対する倍率等の問題、たとえば一大銀行のうちの半分くらいとか、あるいは貿易会社その他の例証をあげてもらいたい、こうしたことがありました。それに対する御答弁は、特定の銀行、会社の名称まであげることは困難だよろしいが、たとえばABCといふような形においてもけつこうでございます。

○千葉委員長 他に御発言がないようありますから、本日はこの程度で散会いたします。

午後九時二十二分散会

り質疑がありますので、これもその際許すことになりました。

また先ほどの柴田委員の御発言は、私は希望と解釈いたしておりましたところ、御本人に問合せましたところが、答弁を求むことになつておるそりでありますから、もう一へん御質疑になつて、政府当局より御答弁をお願いしたいと思ひます。

○柴田委員 先ほど私は租税特別措置法の一部を改正する法律案のうちの、当局から試案として提示されておりました各業種別、あるいは取引金額に対する倍率等の問題、たとえば一大銀行のうちの半分くらいとか、あるいは貿易会社その他の例証をあげてもらいたい、こうしたことありました。それに対する御答弁は、特定の銀行、会社の名称まであげることは困難だよろしいが、たとえばABCといふような形においてもけつこうでございます。

○渡辺政府委員 二十八年だけを基準

年度にすることは、一年だけですか、その意味において、やはりもう少し長い期間をとつたらどうかといふ意味の御質問だと思います。

○千葉委員長 他に御発言がないようありますから、本日はこの程度で散会いたします。

○千葉委員長 他に御発言がないようありますから、本日はこの程度で散会いたします。

○千葉委員長 他に御発言がないようありますから、本日はこの程度で散会いたします。

ことは、言葉を乱暴に言いますと、乱暴ではないか、暴挙じやないかと思う。少くも二十六年、七年、八年、その三箇年くらいの実績と統計をとりまして、その上でこの七〇%といふことを認めてはどうか、こういう質問を試みたのであります。

○千葉委員長 二十八年だけを基準年度にすることは、一年だけですか、その意味において、やはりもう少し長い期間をとつたらどうかといふ意味の御質問だと思います。その点、われ／＼も実はいろいろ検討してみた

昭和二十九年四月三日印刷

昭和二十九年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局